

第4期 にかほ市障がい者計画



秋田県にかほ市

目次

第1章 障がい者計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の基本目標	2
4. 協働の役割	2

第2章 障がい者・障がい児を取り巻く現状

1. 人口と世帯の状況	4
2. 障がい者の状況	6
(1) 障がい者数の推移	6
(2) 障がい別・等級別の状況	6
3. 障がい福祉に関するアンケート調査	8

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	2 1
2. 計画の体系	2 2

第4章 障がい者施策の展開

基本施策1 啓発・広報活動の推進	2 3
基本施策2 生活支援の充実・自立に向けた生活拠点の整備	2 6
基本施策3 障がい者の社会参加の促進	3 3
基本施策4 障がい者の権利擁護制度の充実	3 6

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の管理	3 9
----------	-----

第1章 障がい者計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

にかほ市では、平成29年3月に「第3期にかほ市障がい者計画」を策定し、この計画をもとに障がい者施策を推進してきました。

第3期計画の期間終了にあたり、令和3年6月に設置した「にかほ市地域福祉計画策定委員会」の障がい者支援分科会において、計画の評価・見直しを行うとともに、次期5ヵ年計画について、時代の変化や障がい者のニーズに対応できるものとするために、検討を重ねてきたところです。

本計画は、にかほ市の障がい者施策の基本となるものであり、複雑かつ多様化する課題に適切に対応できるよう、より一層の障がい者福祉の発展をめざして策定するものです。

第4期にかほ市地域福祉計画策定のためのアンケート調査より

【問 障がいのある人たちが安心して暮らせるまちをつくるために今後、重要だと考えること】

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 障がいのある人に対する理解の促進 | 16% |
| 2. 自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実 | 15% |
| 3. 職業訓練や働く場の充実 | 14% |

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定された市町村障害者計画として策定するもので、令和4年度を始期とする5ヵ年計画は、にかほ市の第4期計画となります。

一方、障害者総合支援法第88条1項に基づく「第6期にかほ市障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「第2期にかほ市障害児福祉計画」については、本市における障がい福祉サービスや相談支援の必要見込量、児童福祉法に基づくサービスの見込み量、その確保のための方策等を定めるもので、令和3年度を始期とする3ヵ年計画となっており、本計画と一体的に施策を推進します。

*** 本計画の「障害」の表記について ***

「障がい」または「障害」の表記については、法令、例規等の名称及び条文の引用による記載や、それらに規定される制度、事業等の名称や固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。

3. 計画の基本目標

我が国では、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。

本計画が目指すのは、にかほ市がもつ豊かな風土や、長い歴史・伝統に培われたあたたかい市民性のもとで、障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いの個性を尊重し支え合う「地域共生社会」の実現です。

この実現に向けて、行政のみならず、事業者、関係機関、ボランティア団体、市民等の協働により、地域社会全体で障がい者の自立と社会参加を促進するため、次の目標を掲げ計画を推進します。

1. 啓発・広報活動の推進
2. 生活支援の充実・自立に向けた生活拠点の整備
3. 障がい者の社会参加の促進
4. 障がい者の権利擁護制度の充実

4. 協働の役割

市民と関係団体、行政が協力して、「快適に暮らせるまちづくり」を進めていくことが大切です。

(1) 市民（自助）

個人の特技や趣味をいかしたボランティア活動に参加し、積極的な交流を図ることが大切です。また障がいを持つ人も、サービスを活用しながらあらゆる社会活動に参加することが求められます。障がい者と隣人として交流し、思いやりを持って互いに支え合い、助け合うことが大切です。

障がい児を持つ保護者に対して思いやりを持って交流し、助け合うことが大切です。

また、障がいを未然に防ぐために、生活習慣病の予防などに積極的に取り組む必要があります。

ノーマライゼーション（※）理念の理解を深め、身近なところで、できることから活動することが大切です。

(2) 事業者等（共助）

サービス事業者が質の高い支援を行うことはもちろん、積極的な雇用や職場環境の整備等で就労を支援する企業活動や、地域生活を社会全体で支えていくためのNPO

（※）活動やボランティア活動など、お互いが連携しながらそれぞれの立場で、障害者の自立と社会参加を推進する必要があります。

(3) 市（公助）

施策の推進にあたっては、あらゆる段階で行政の各関係部課はもちろん、民間の関係機関・団体との連携を密にします。身近で利用しやすいサービスを提供するため、制度の弾力的な運用に取り組むとともに、市民に対して分かりやすく情報を提供し周知を図ります。

障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し合えるよう、理解と協力を促進します。

用語解説

※ノーマライゼーション

どのような障がいのある人であっても特別視されることなく、個人として社会に参加し、行動する事があたりまえの社会であるという考え方。

※NPO

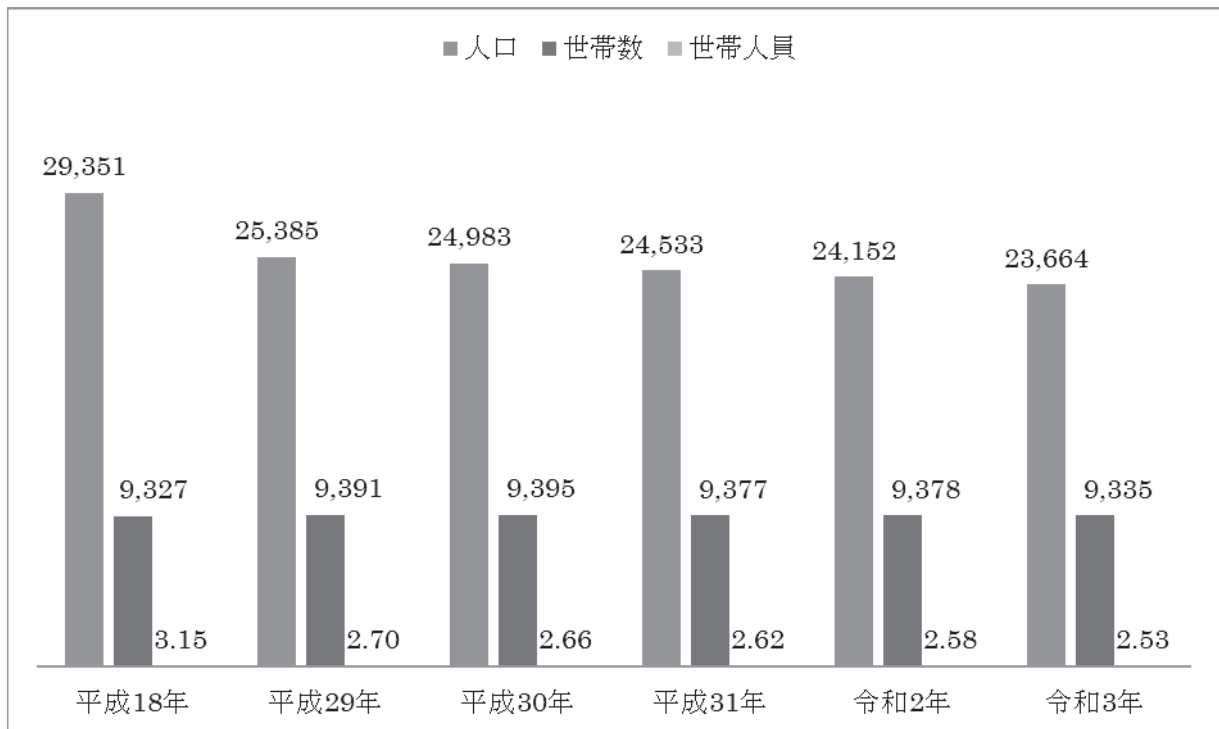
住民が主体となって社会貢献活動・慈善活動を行う非営利団体。

第2章 障がい者・障がい児を取り巻く現状

1. 人口と世帯の状況

【総人口と世帯数の推移】

本市は、平成 17 年 10 月に合併し「にかほ市」となりましたが、人口の推移を見ると年々減少傾向にあります。令和 3 年 3 月末の人口は 23,664 人で、平成 18 年 3 月末と比較すると 5,687 人、19.4%の減となっています。一方世帯数は 9,335 世帯で、8 世帯、0.1%の増となっています。世帯人員については、3.15 人から 2.53 人に減少しています。



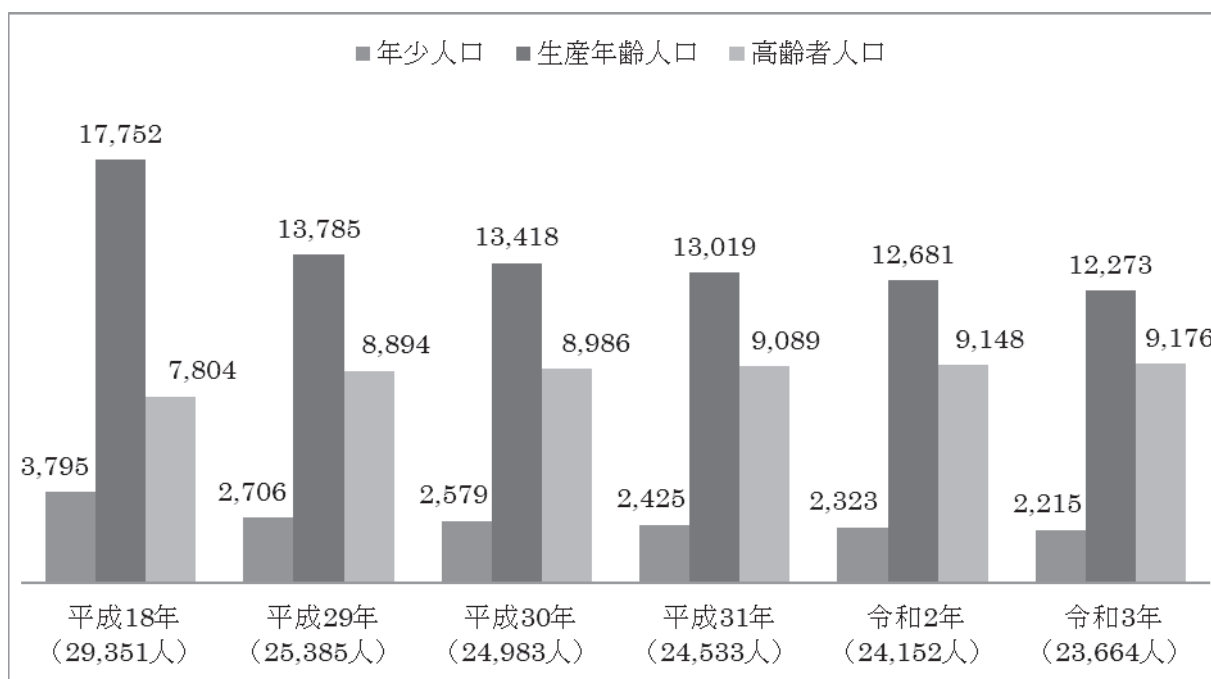
(単位：人、世帯)

	平成 18 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
総人口	29,351	25,385	24,983	24,533	24,152	23,664
世帯数	9,327	9,391	9,395	9,377	9,378	9,335
世帯人員	3.15	2.70	2.66	2.62	2.58	2.53

(各年 3 月 31 日現在 住民基本台帳)

【年齢3区分人口構成比の推移】

人口の減少に伴い、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向にあります。平成18年3月末と比較すると、令和3年3月末の年少人口は2,215人で、1,580人、41.6%の減となっており、生産年齢人口は12,273人で、5,479人、30.9%の減となっています。一方、高齢者人口は9,176人で、1,372人、17.6%の増となりました。また、総人口に対する人口構成比は年少人口9.4%、生産年齢人口51.8%、高齢者人口38.8%で、全国の割合（年少人口11.9%・生産年齢人口59.2%・高齢者人口28.9%）と比較しても、少子高齢化が進んでいる状況です。



(単位：人)

	平成18年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
年少人口 (0～14歳)	3,795 (12.9%)	2,706 (10.7%)	2,579 (10.3%)	2,425 (9.9%)	2,323 (9.6%)	2,215 (9.4%)
生産年齢人口 (15～64歳)	17,752 (60.5%)	13,785 (54.3%)	13,418 (53.7%)	13,019 (53.1%)	12,681 (52.5%)	12,273 (51.8%)
高齢者人口 (65歳以上)	7,804 (26.6%)	8,894 (35.0%)	8,986 (36.0%)	9,089 (37.0%)	9,148 (37.9%)	9,176 (38.8%)
総人口	29,351	25,385	24,983	24,533	24,152	23,664

(各年3月31日現在 住民基本台帳)

2. 障がい者の状況

(1) 障がい者数の推移

障がいのある人について、平成30年度以前は5%程度の増加傾向にありましたが、平成30年度から令和2年度にかけての人数の推移を見ると減少傾向にあります。障がいの種別毎においても減少傾向にあり、理由としては、死亡も含め人口減少によるものと考えます。

障がい者数の推移

(人)

年度	身体障がい者	知的障がい者	知的障がい児	精神障がい者	計
平成30年度	1,154	175	33	591	1,953
令和元年度	1,132	178	34	566	1,910
令和2年度	1,121	179	30	567	1,897

※各年度末現在の人数。「障がい児」は18歳未満

(2) 障がい別・等級別の状況

身体障害者手帳の所持者は、令和2年度末現在1,121人で障がいの種類ごとに見ると「肢体不自由」が631人と大半を占めております。等級別及び男女別では、1級所持者及び女性の所持者が依然として最も多くなっております。

身体障害者手帳所持者の状況

(人)

	障 が い 別										計
	視覚	聴覚 平衡機能	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	心臓	腎臓	肝臓	呼吸器	膀胱 直腸 小腸	免疫	
平成30年度	53	78	17	684	177	53	2	30	59	1	1,154
令和元年度	54	76	18	656	176	54	3	35	59	1	1,132
令和2年度	56	73	17	631	191	54	3	36	59	1	1,121

	等 級 別							性 別		
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	男	女	計
平成30年度	324	185	223	287	59	76	1,154	539	615	1,154
令和元年度	309	185	230	272	58	78	1,132	530	602	1,132
令和2年度	311	176	227	264	59	84	1,121	525	596	1,121

知的障がい者（児）の所持者は大きな変動はありませんが、サービス利用・通所等の施設利用について増加傾向にあります。就労継続支援B事業所の利用者が年々増加しております。

知的障がい者（児）の状況

(人)

	施設利用	在宅	障がい程度別内訳					男女別内訳		計
			軽度	中度	重度	最重度	重症心身	男	女	
平成30年度	119	89	77	47	55	26	3	130	78	208
令和元年度	127	85	79	50	52	28	3	132	80	212
令和2年度	131	80	74	52	53	29	3	130	81	211

精神障がいのある人については、平成25年度まで増加傾向にありましたが、近年は、増減を繰り返している状況です。精神科病院からの地域移行については、目標値を掲げておりませんが、移行先の整備を検討しております。

精神障がい者の状況

(人)

受療形態別障がい者数	措置入院	医療保護入院	入院小計	自立支援医療(精神通院)	在宅及び任意入院	在宅小計	計
平成30年度	0	52	52	274	265	539	591
令和元年度	0	47	47	253	266	519	566
令和2年度	0	54	54	278	235	513	567

※県統計資料より

施設入所者数につきましては、令和元年度に老人関係施設入所者が増加したことから、全体数も大幅に増加しておりますが、令和2年度には減少しております。

身体・知的障がい者の施設入所状況

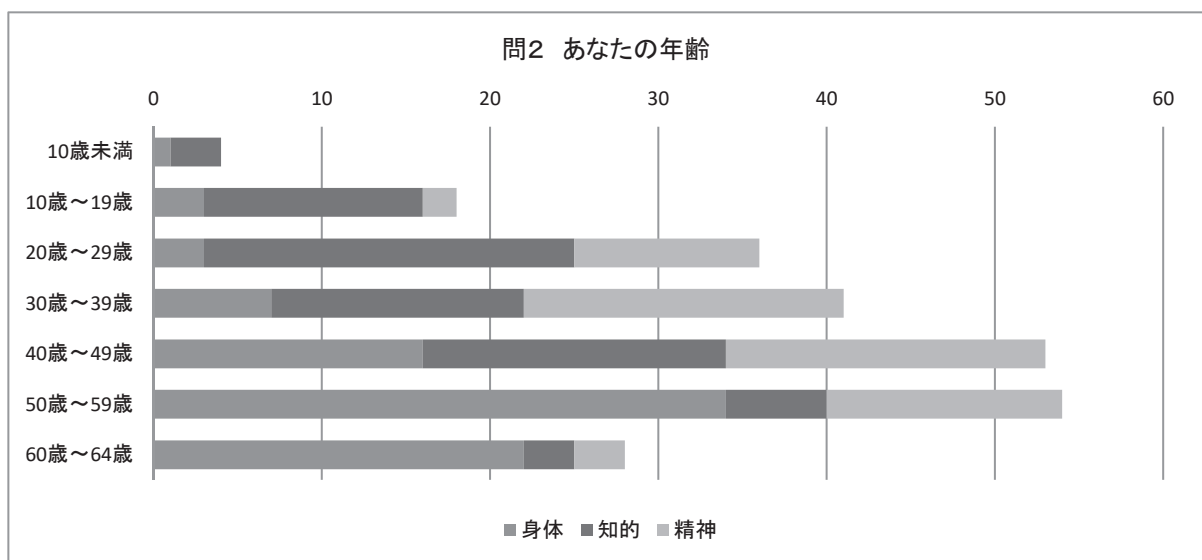
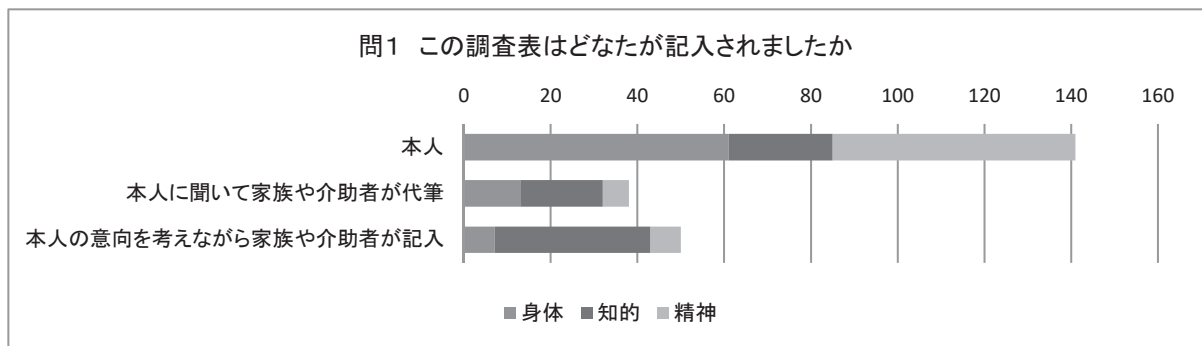
(人)

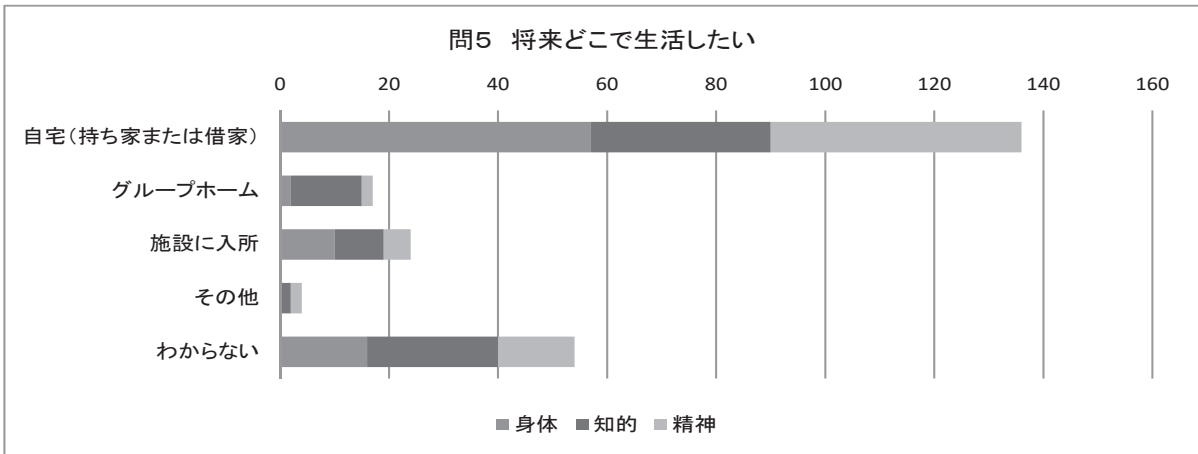
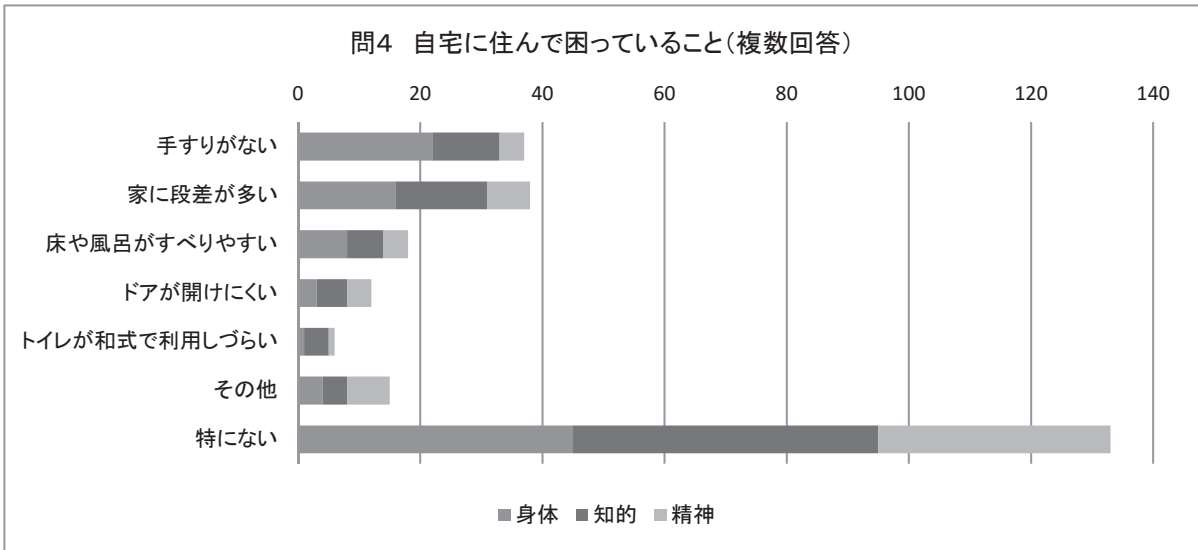
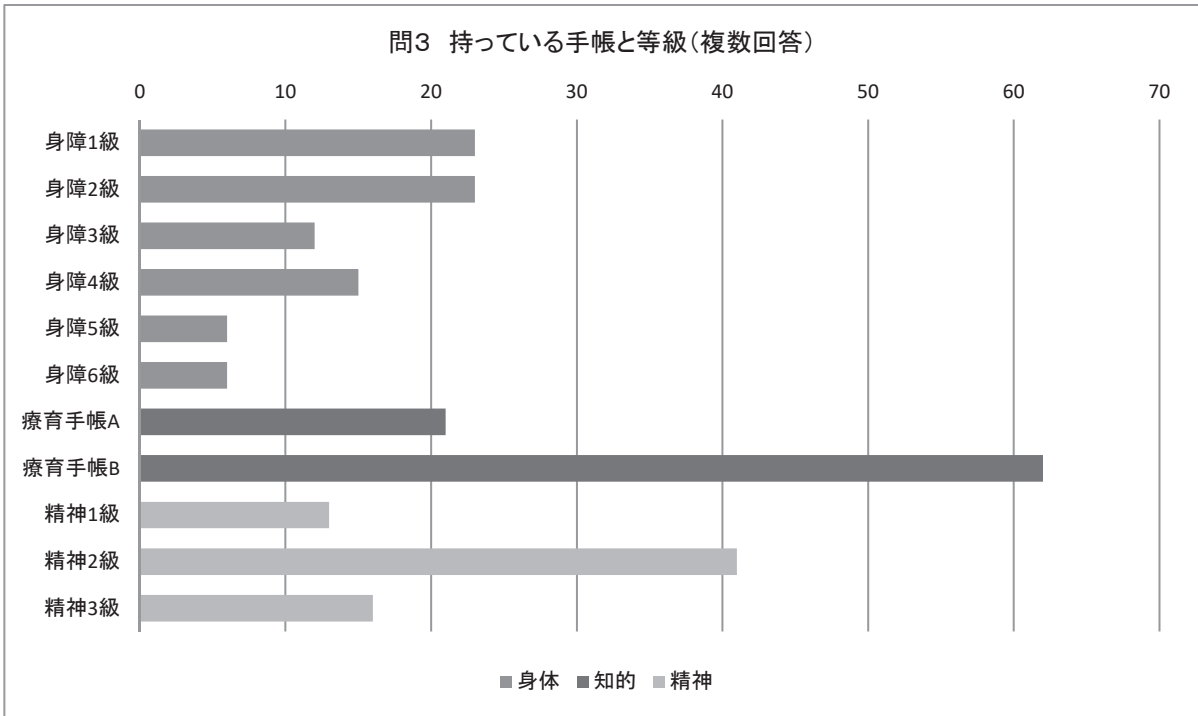
	障がい者支援施設	老人関係施設	障がい児入所施設	救護施設	療養介護	計
平成30年度	57	74	3	5	7	146
令和元年度	65	86	4	5	8	168
令和2年度	62	81	3	5	7	158

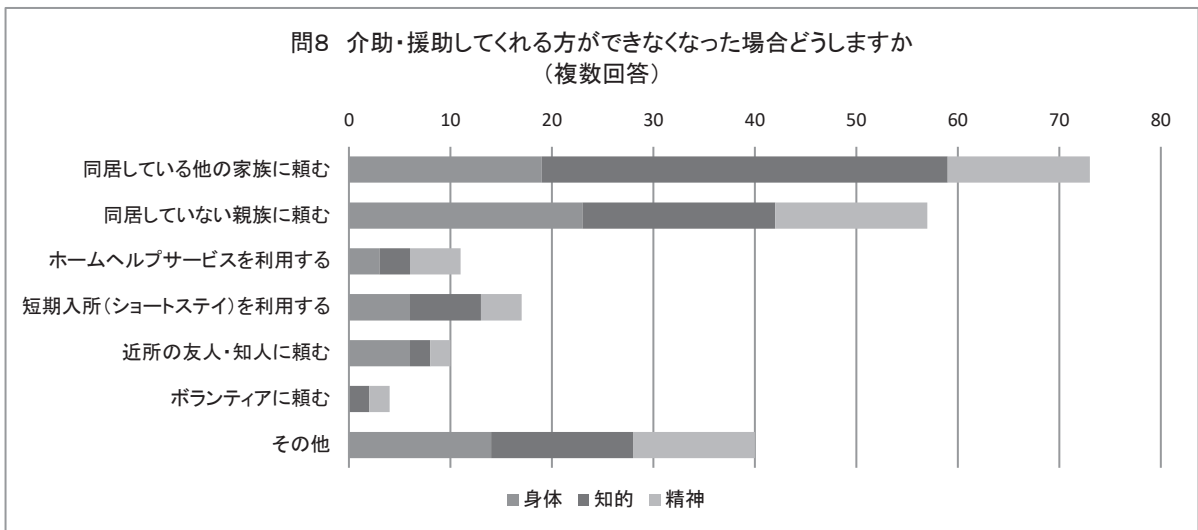
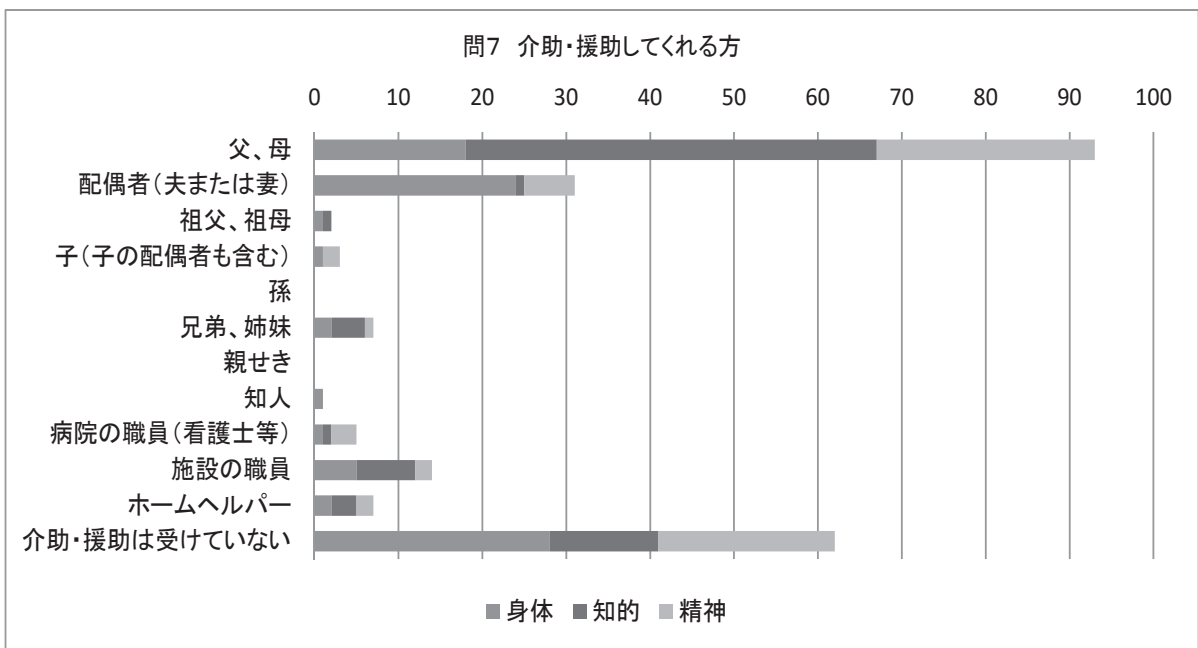
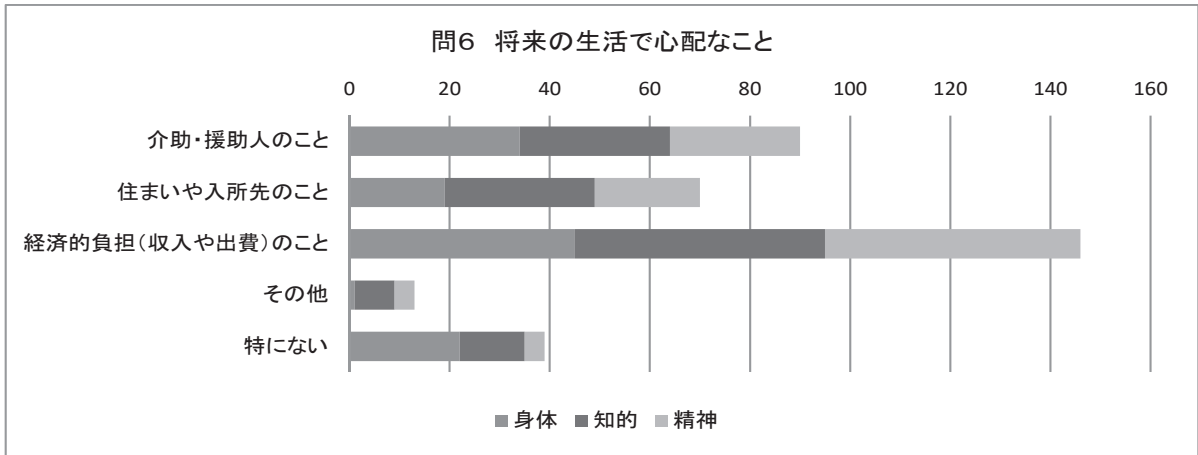
3. 障がい福祉に関するアンケート調査

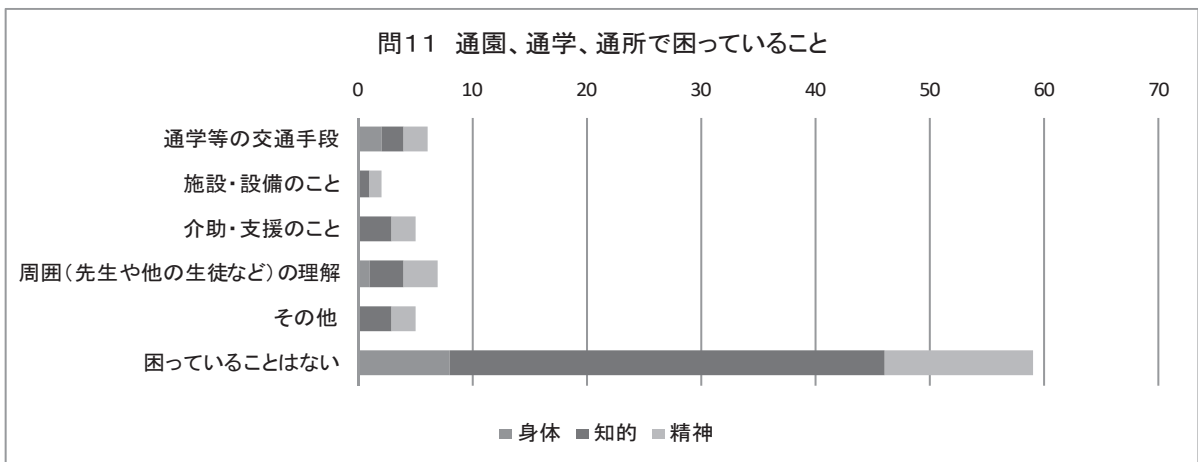
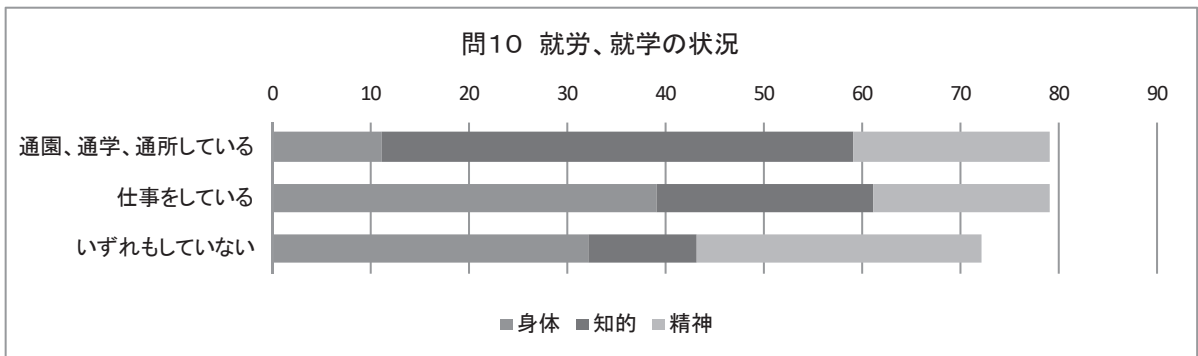
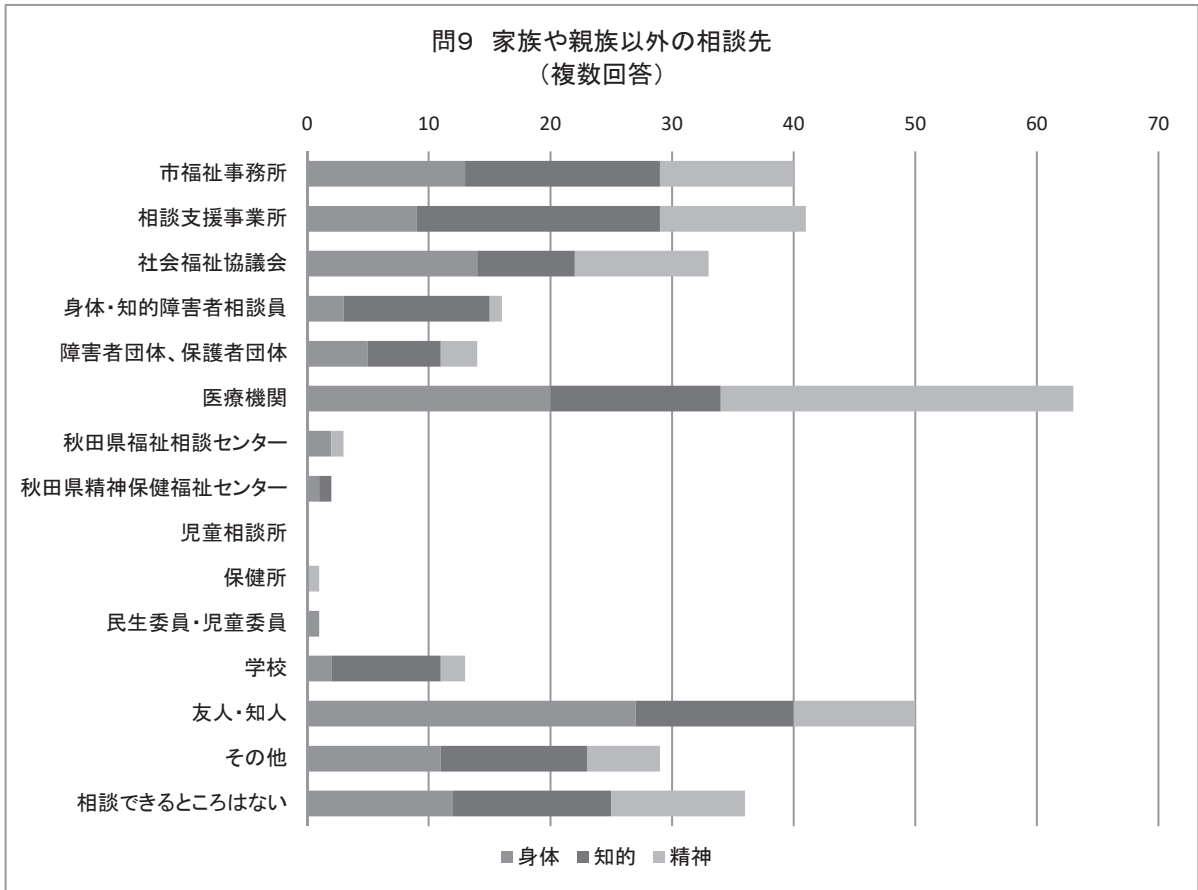
(1) 調査方法等

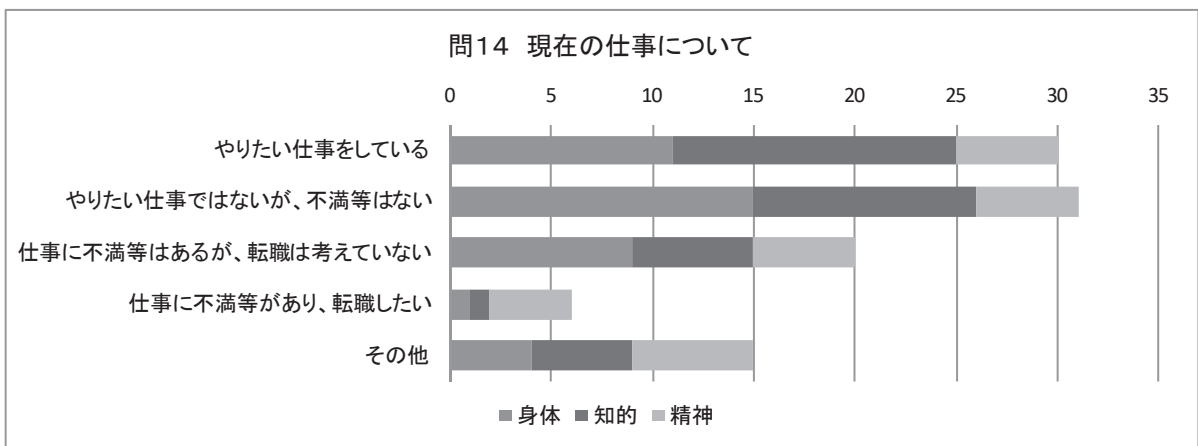
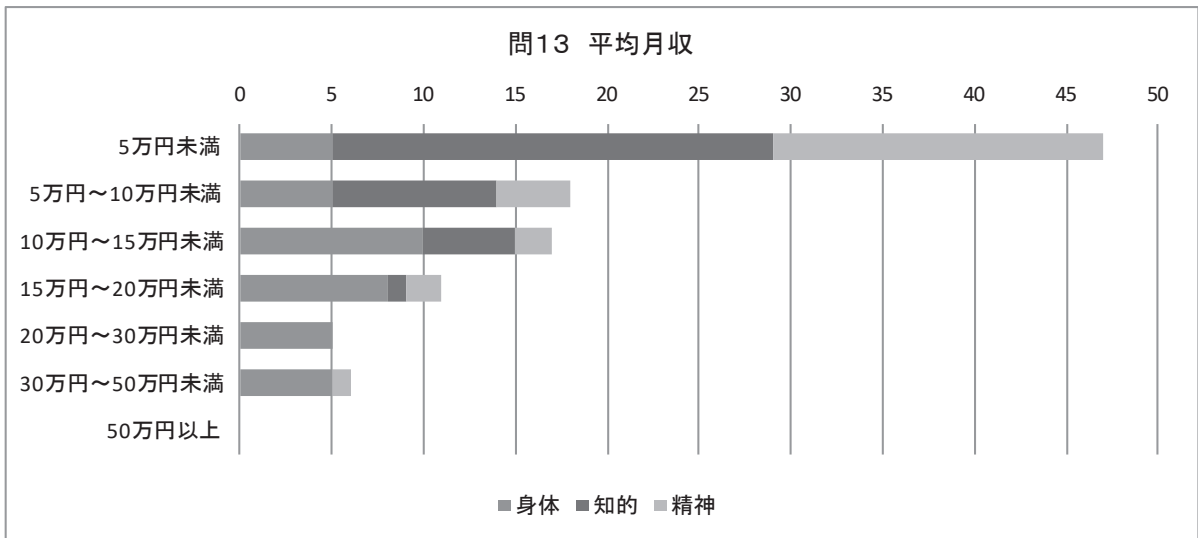
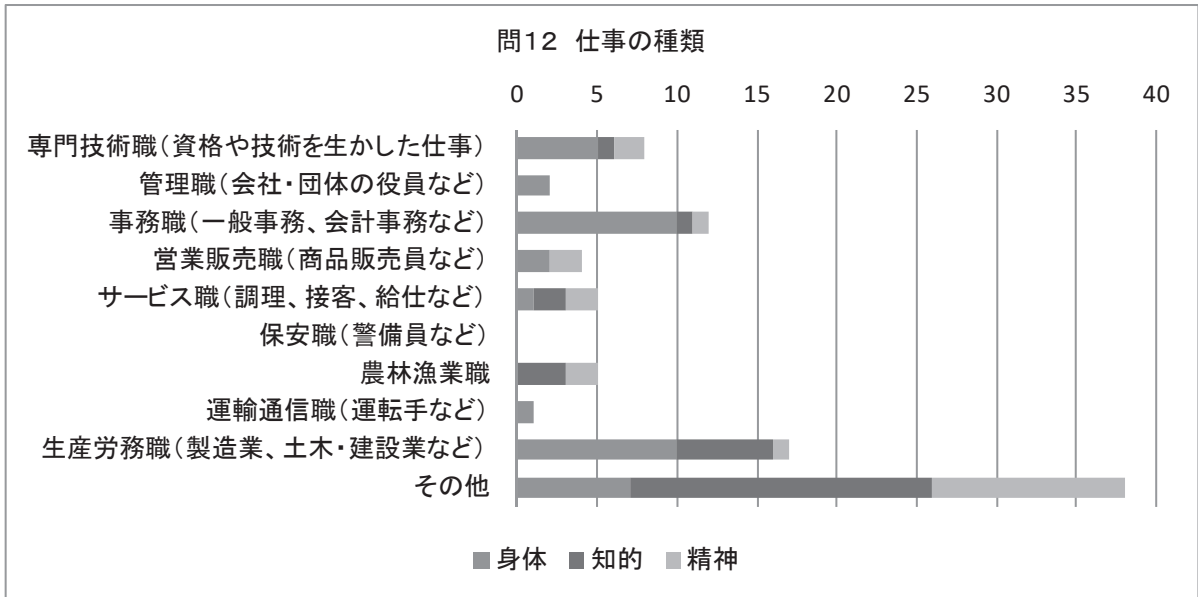
調査対象	① 65歳未満の身体障害者手帳所持者 ② 療育手帳所持者 ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者
調査票配布数	418件
調査時期	令和3年7月2日～7月16日
調査方法	配布（メール便）・回収（郵便）
調査票回収数	240件（回収率57.4%）

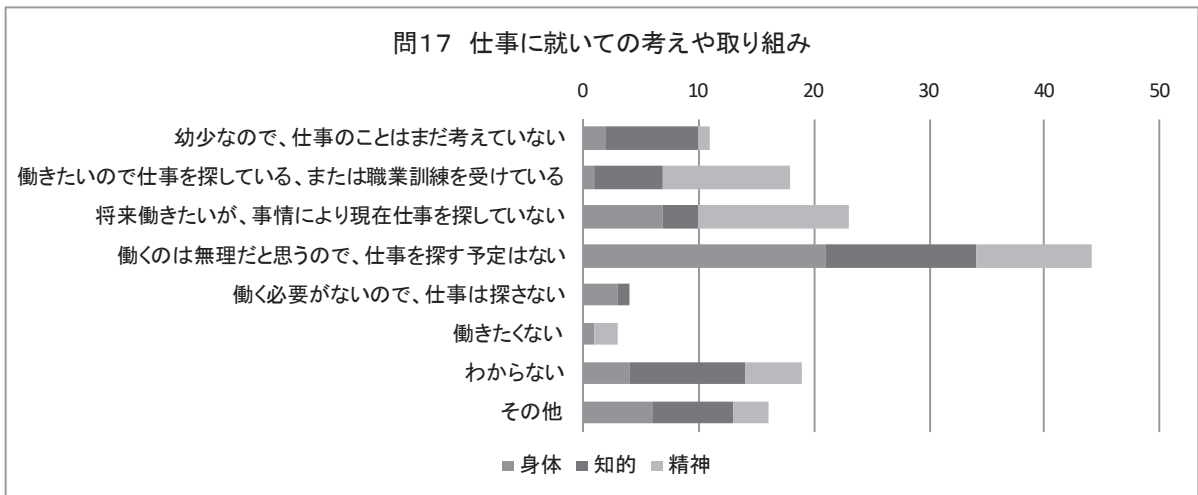
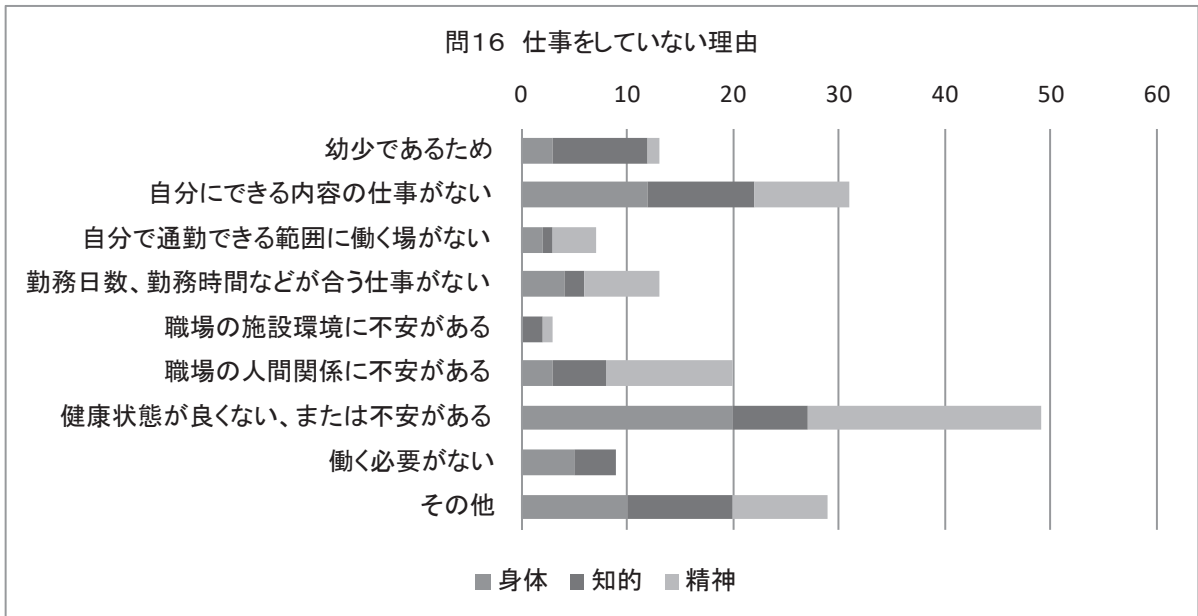
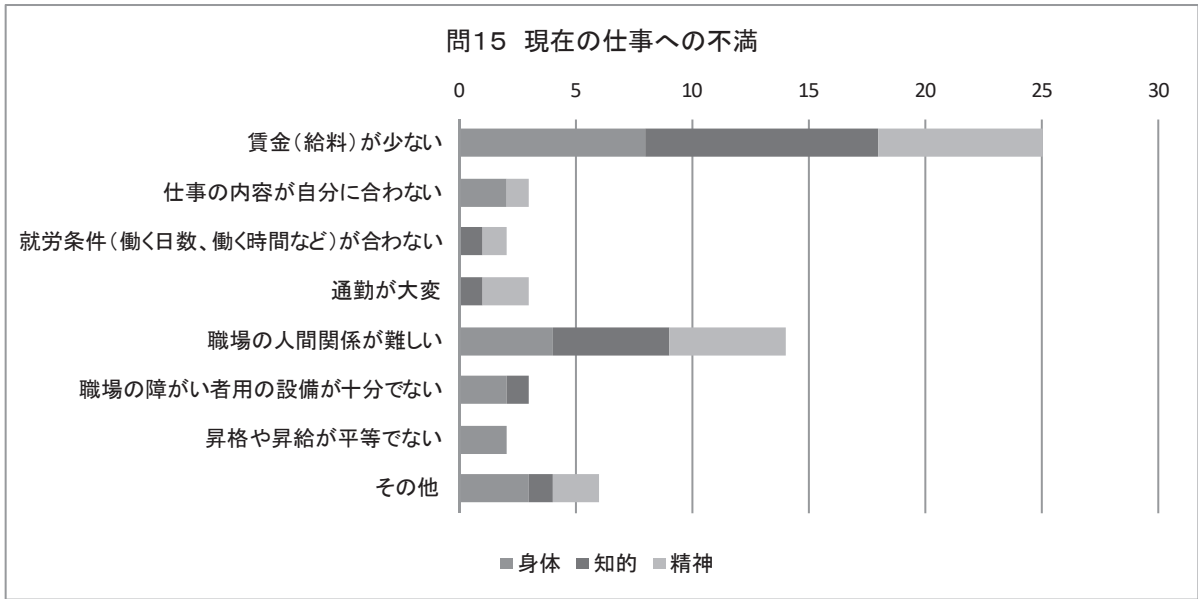


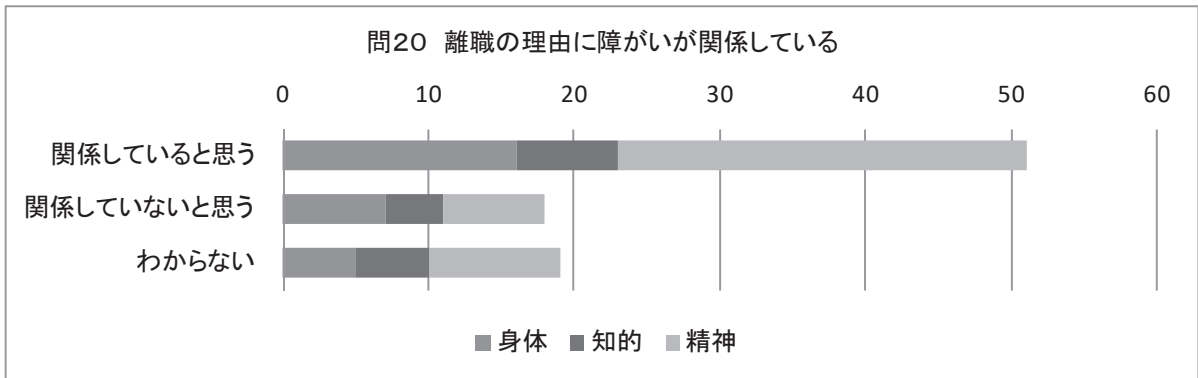
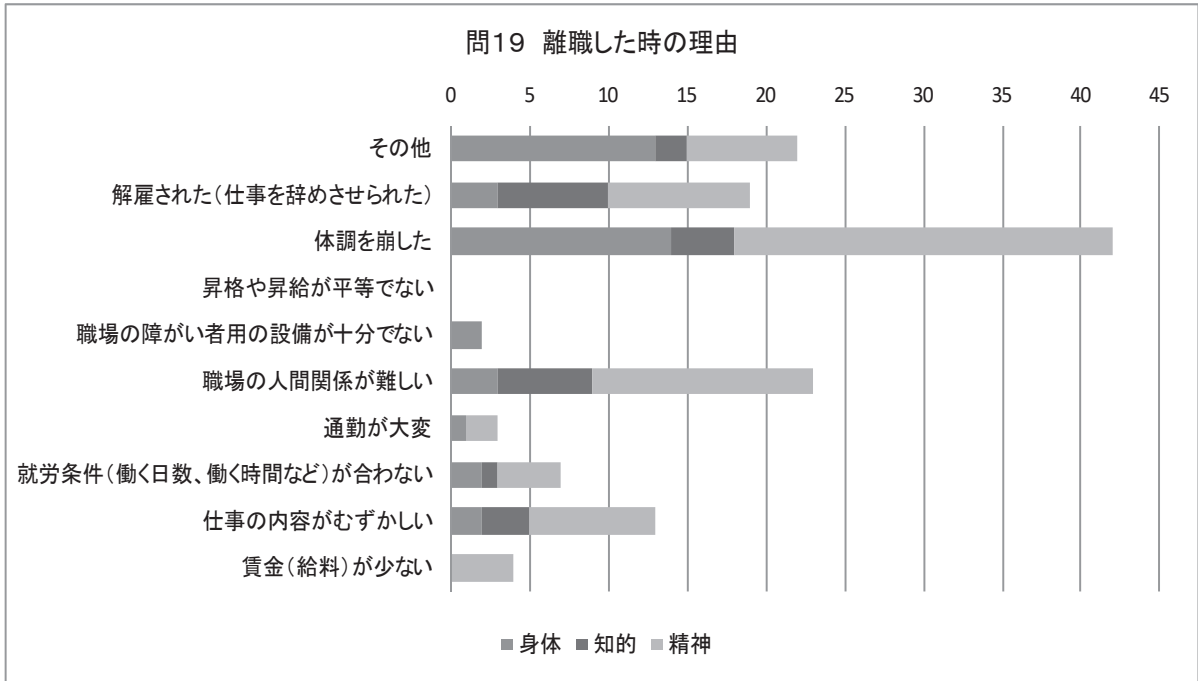
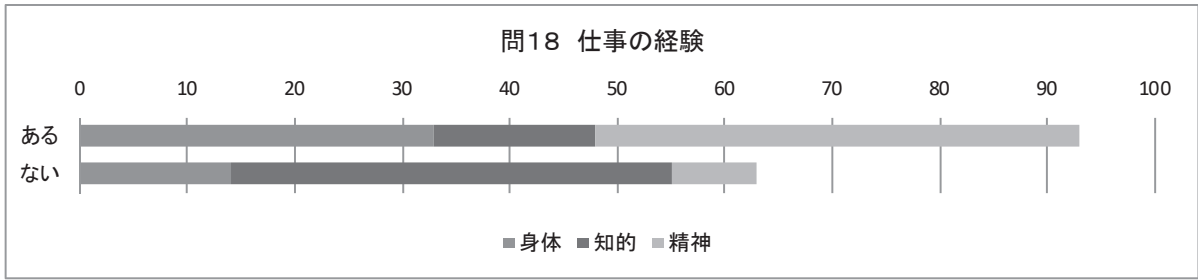


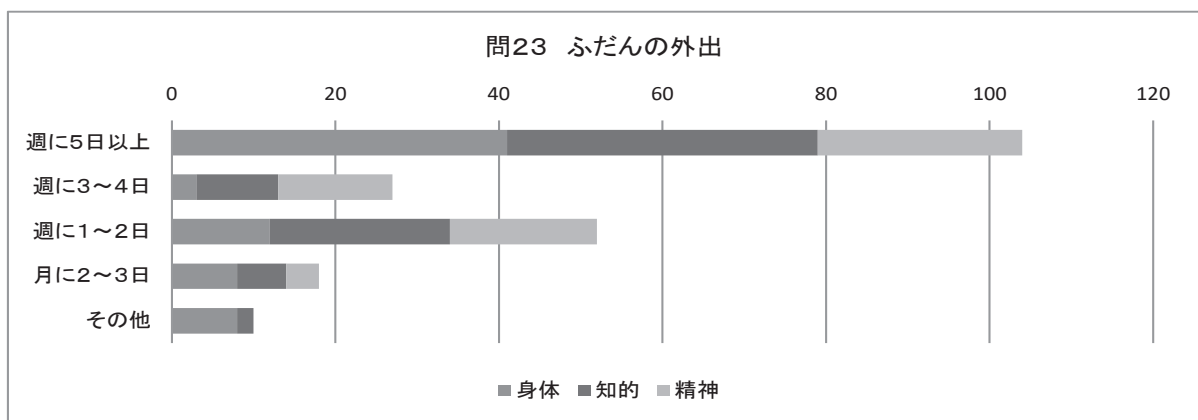
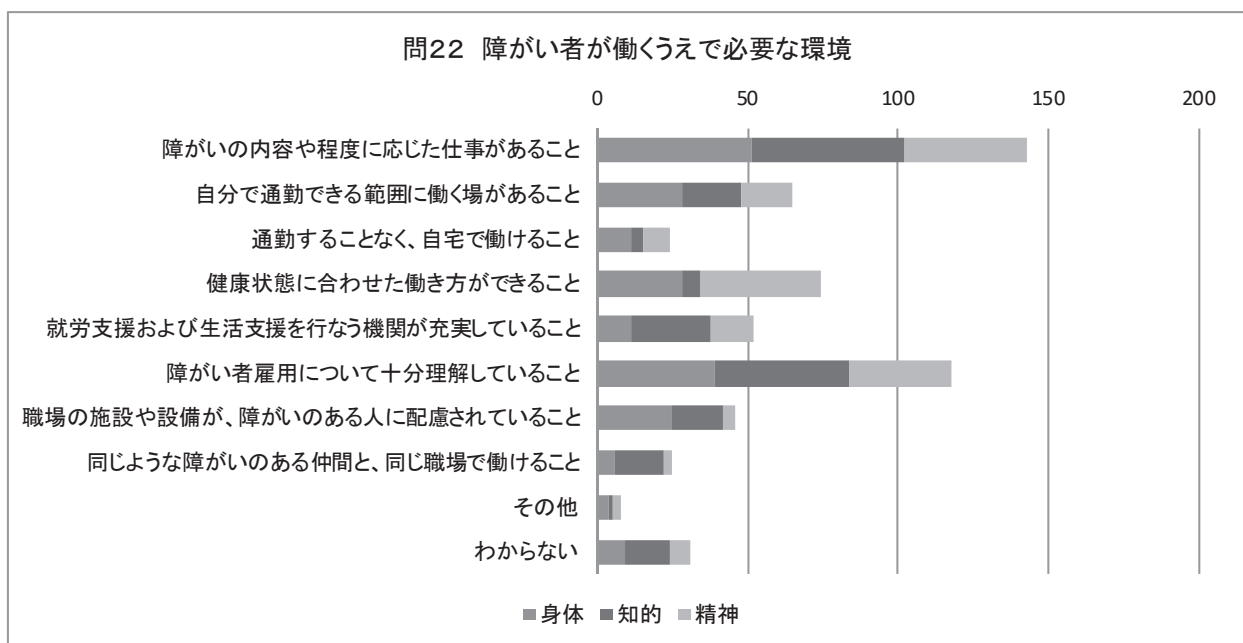
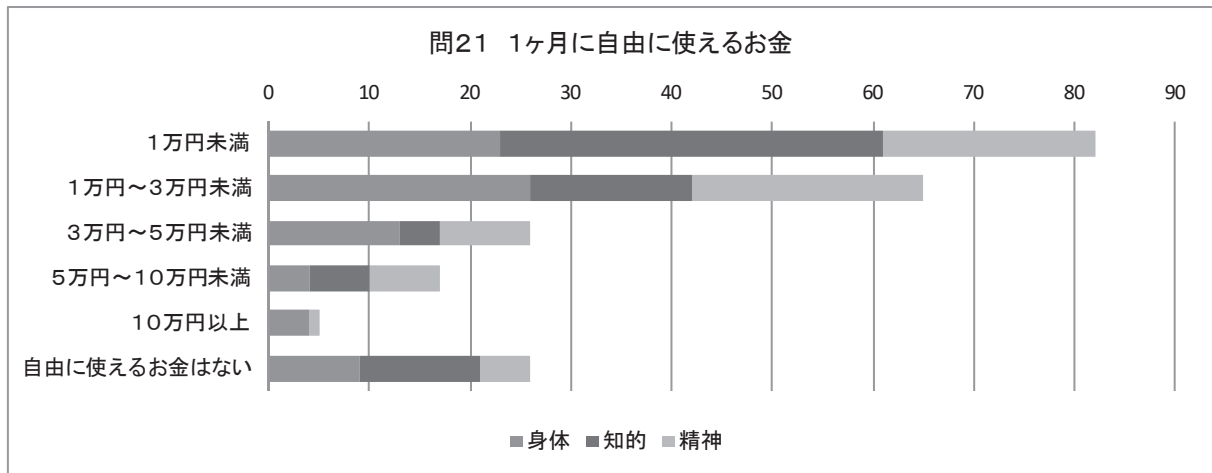


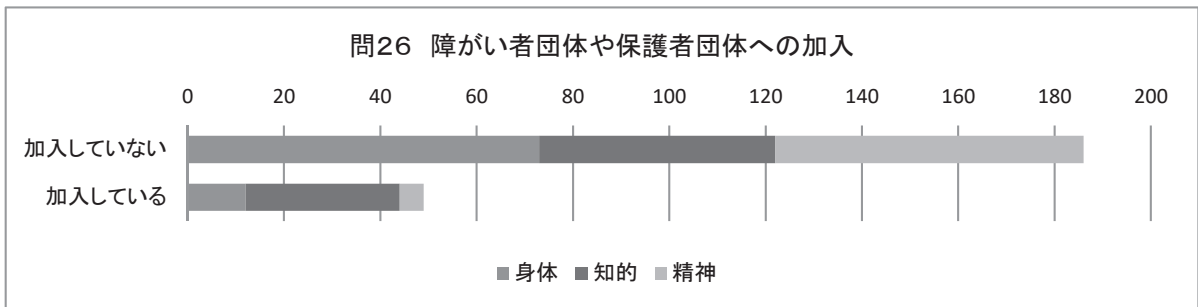
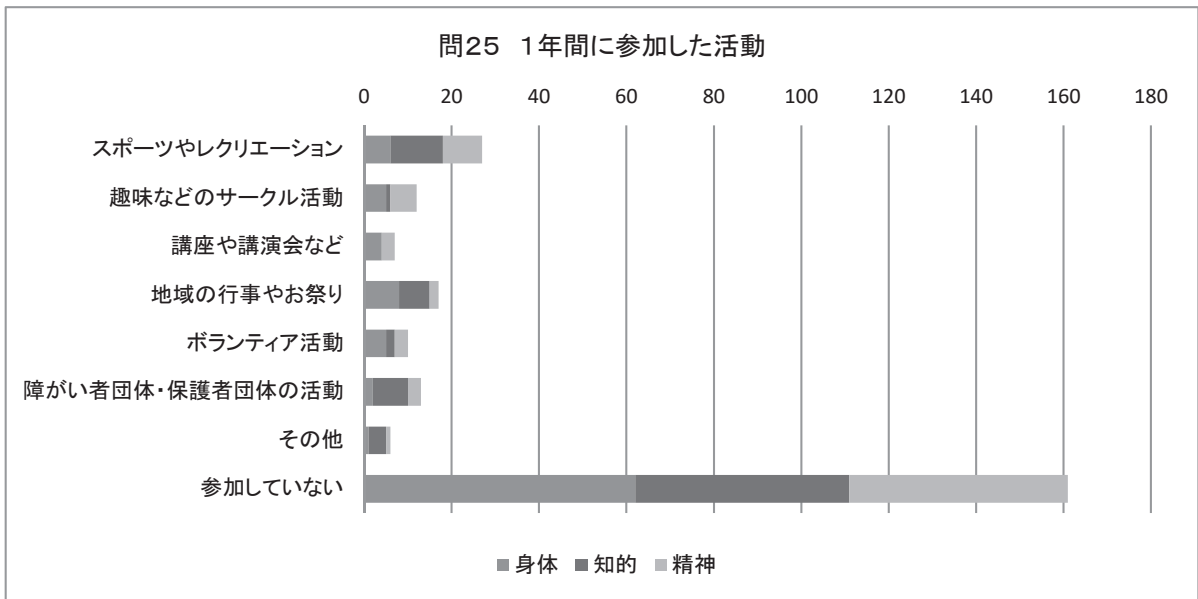
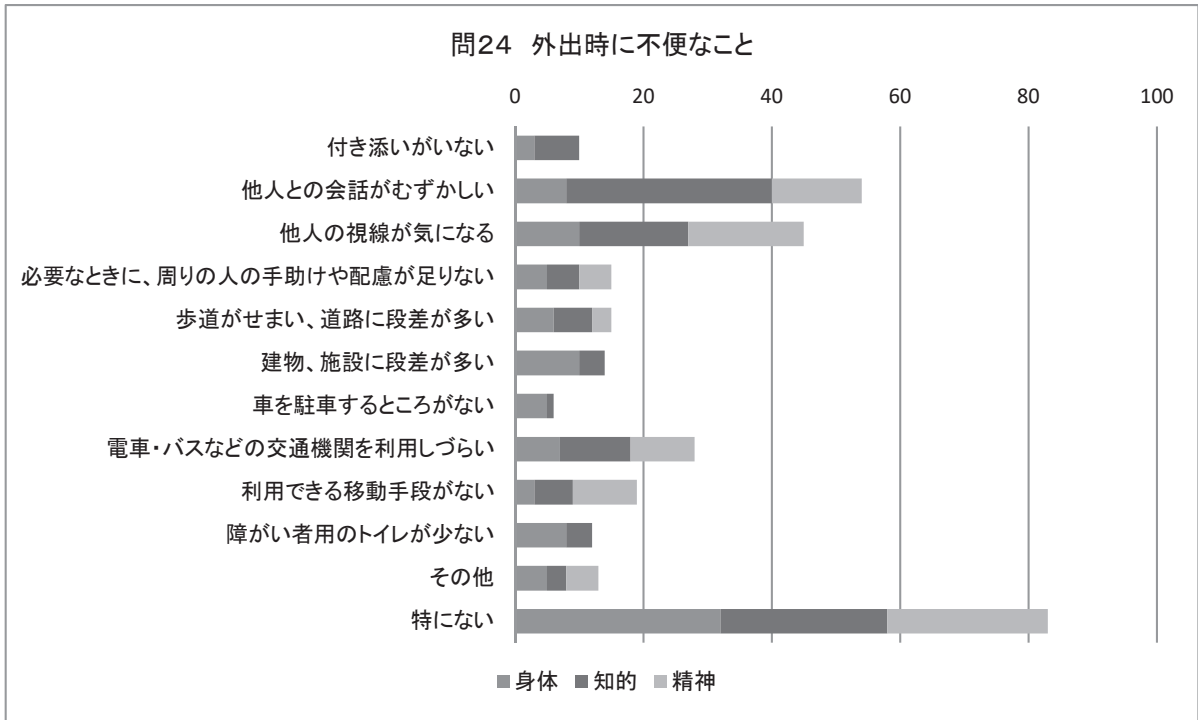


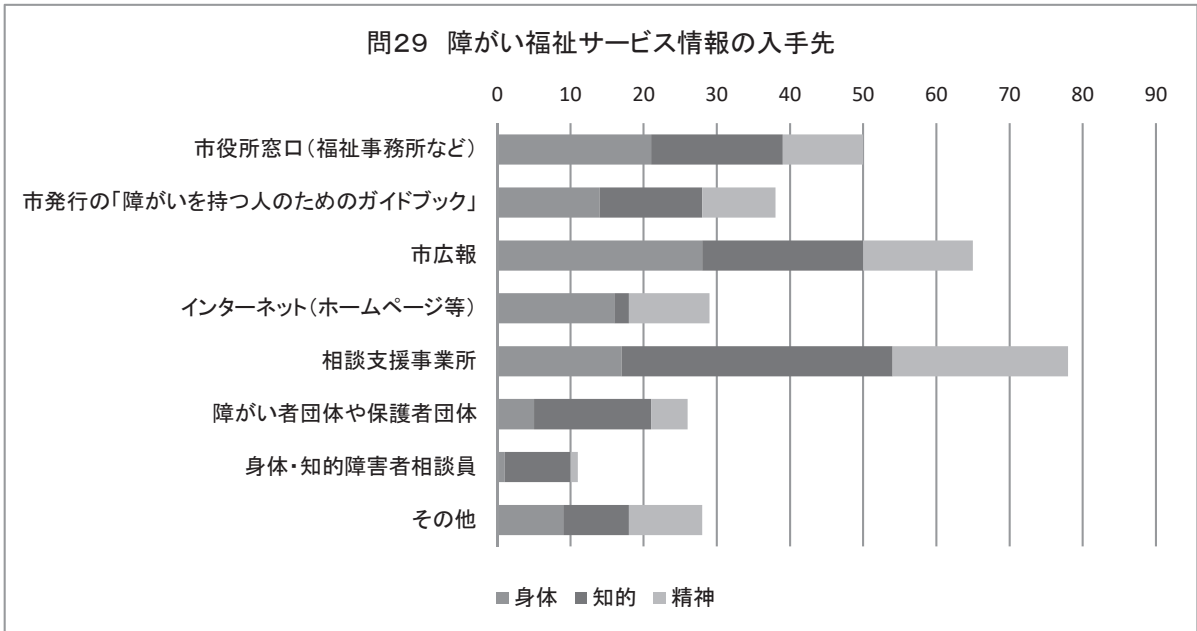
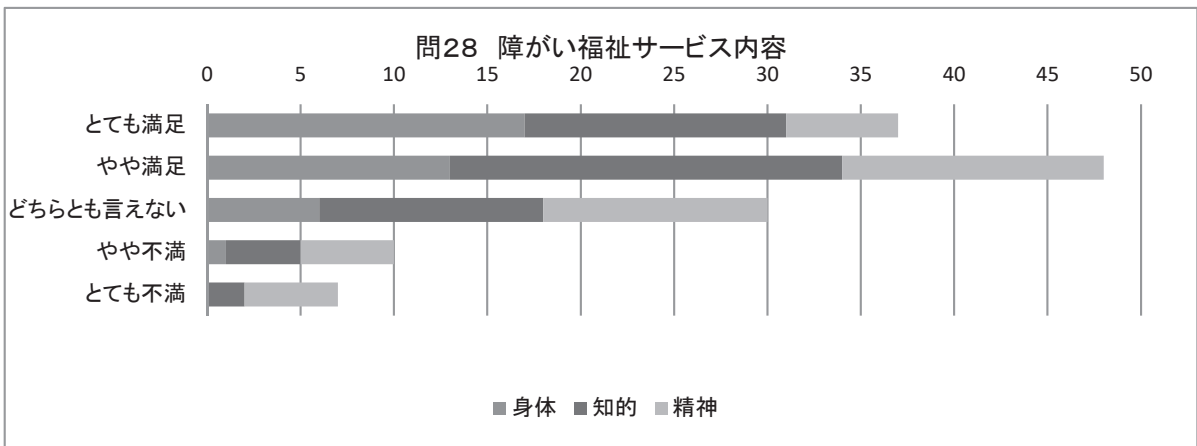
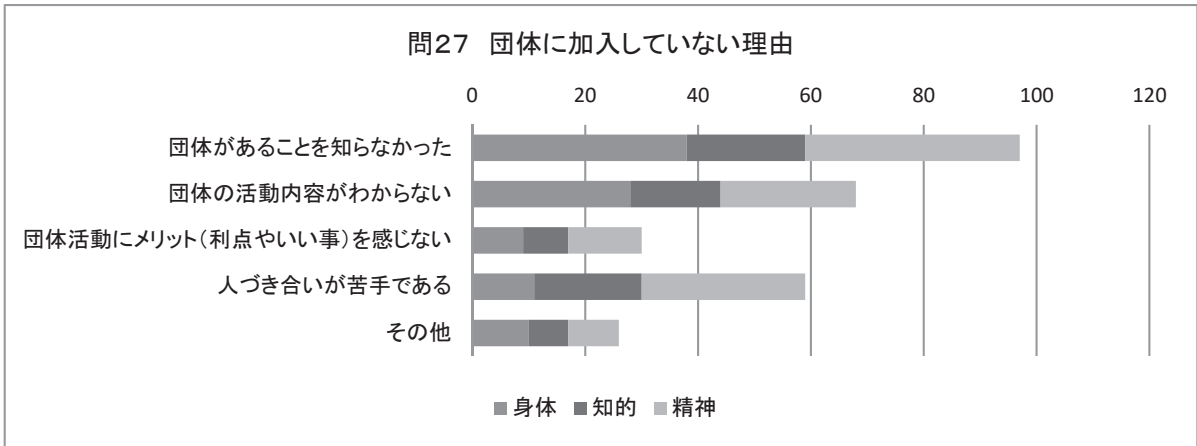


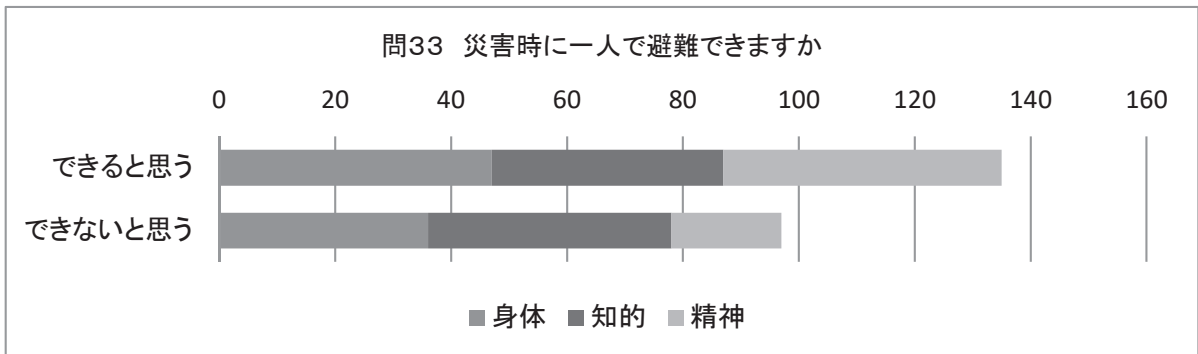
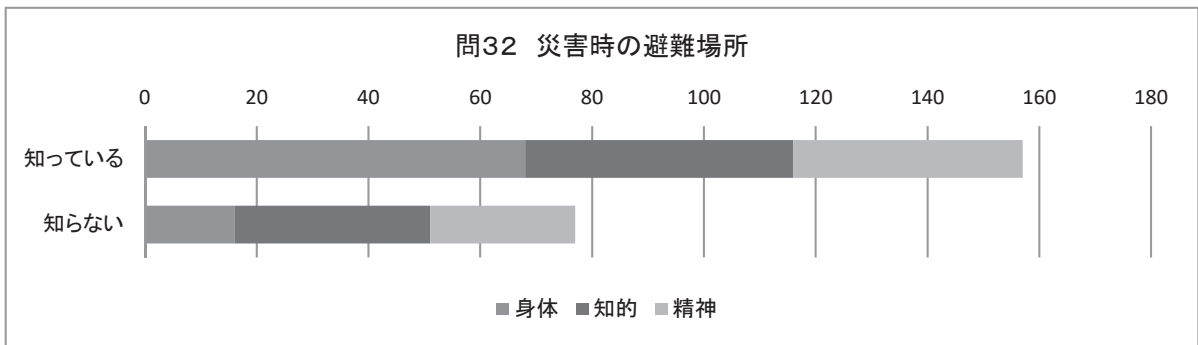
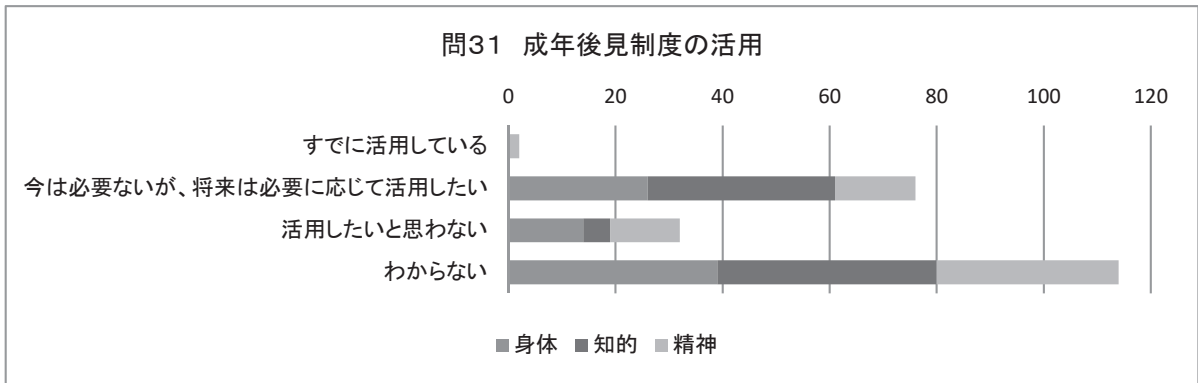
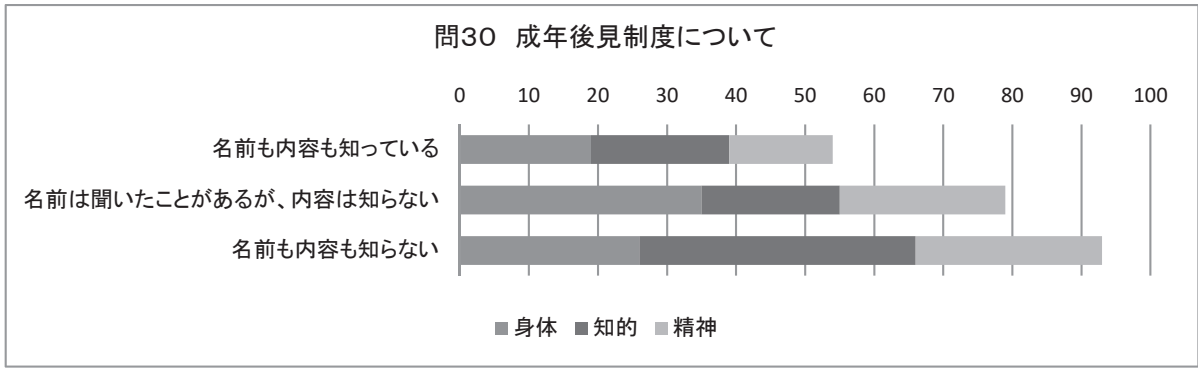


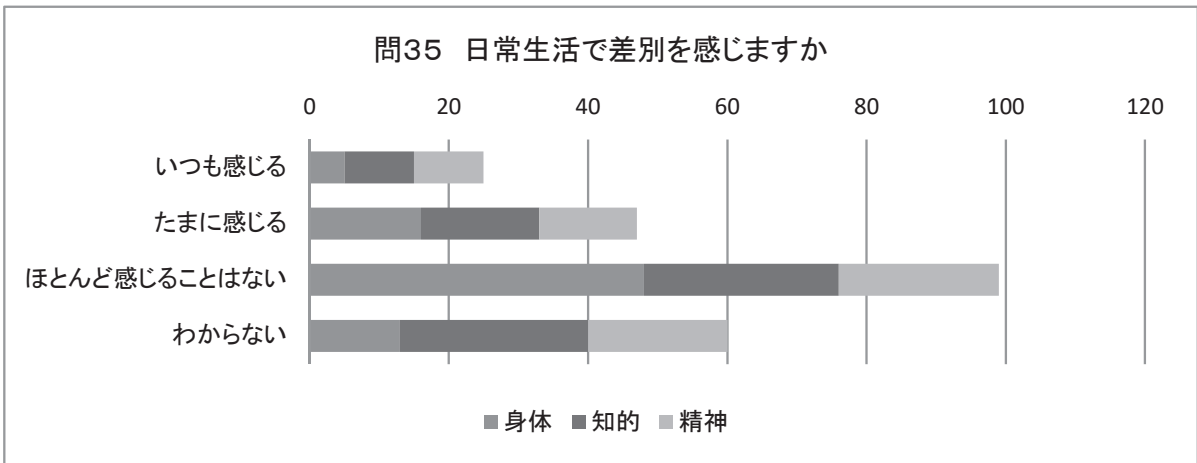
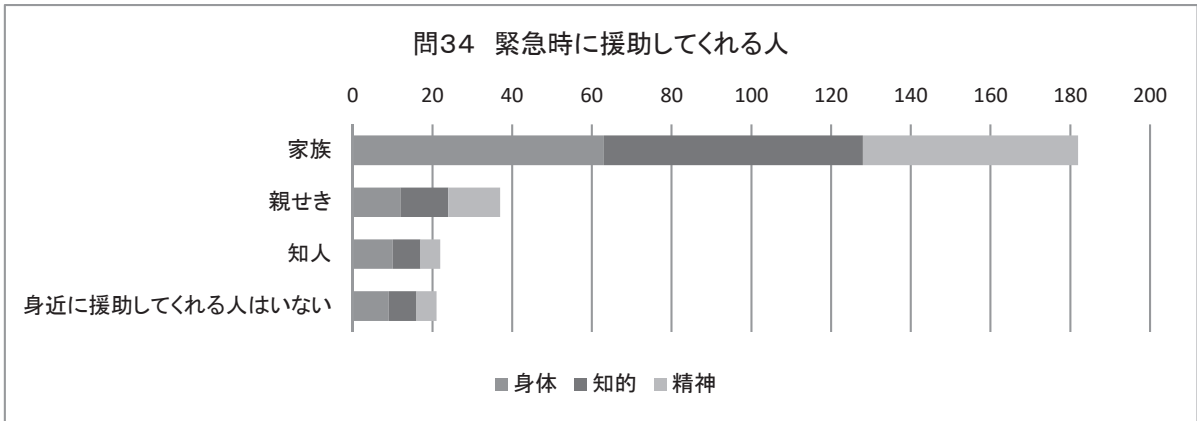




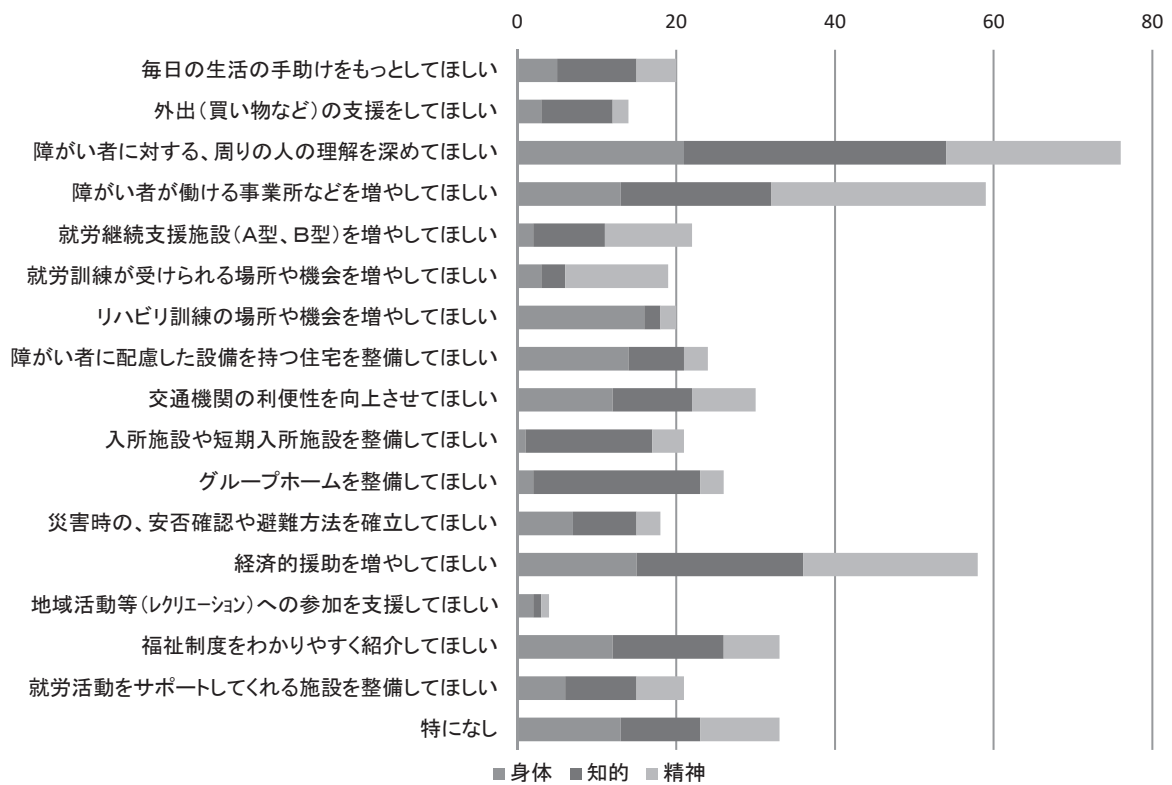




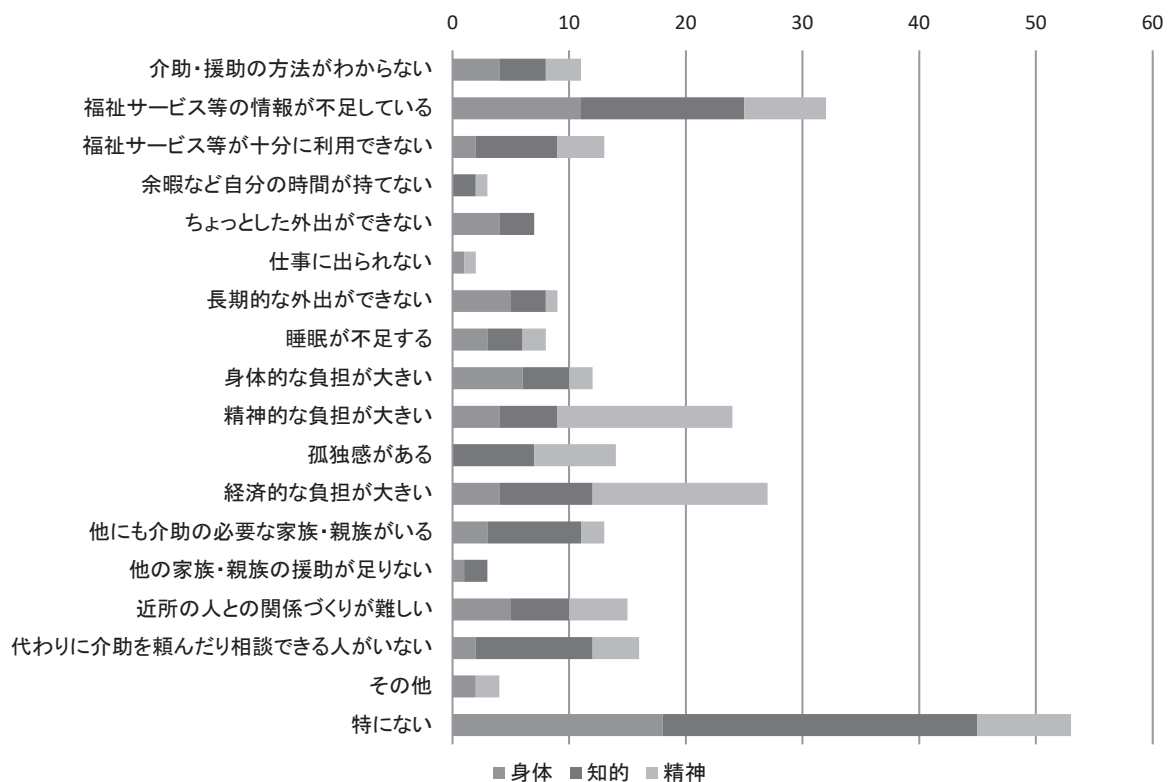




問36 暮らしやすくなるために「してほしいこと(本人)
(複数回答)



問37 介助・援助で不便なこと、困っていること(介助者等)
(複数回答)



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

快適に暮らせるまち

子どもから高齢者まですべての世代の人が、年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域の中で自分らしく誇りをもって、他人を思いやりながら、健康で心豊かな生活を送ることは、誰もが望む変わることのない願いです。

障がい者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障がいの有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあい、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせるまちです。

本計画では、地域共生社会の考え方の下、『快適に暮らせるまち』を基本理念として、お互いを認め合い、地域社会を構成する一員である自覚をもって、地域に根ざしたきめ細かい取り組みを進めていくため、自助・共助・公助の3つの視点で、地域に住む一人ひとりが主役となり、お互いに支え合い助け合う地域共生社会を目指します。

◆「自助」「共助」「公助」のイメージ

一人ひとりが取り組む

■ 自助 ■

個人や家族による努力

- ・自立のための自助努力
- ・家族での話し合い 等

行政の責任として推進する

■ 公助 ■

公的な制度として実施する施策

- ・公的福祉サービス
- ・情報提供や啓発活動
- ・人材育成
- ・各主体との連携や協働 等

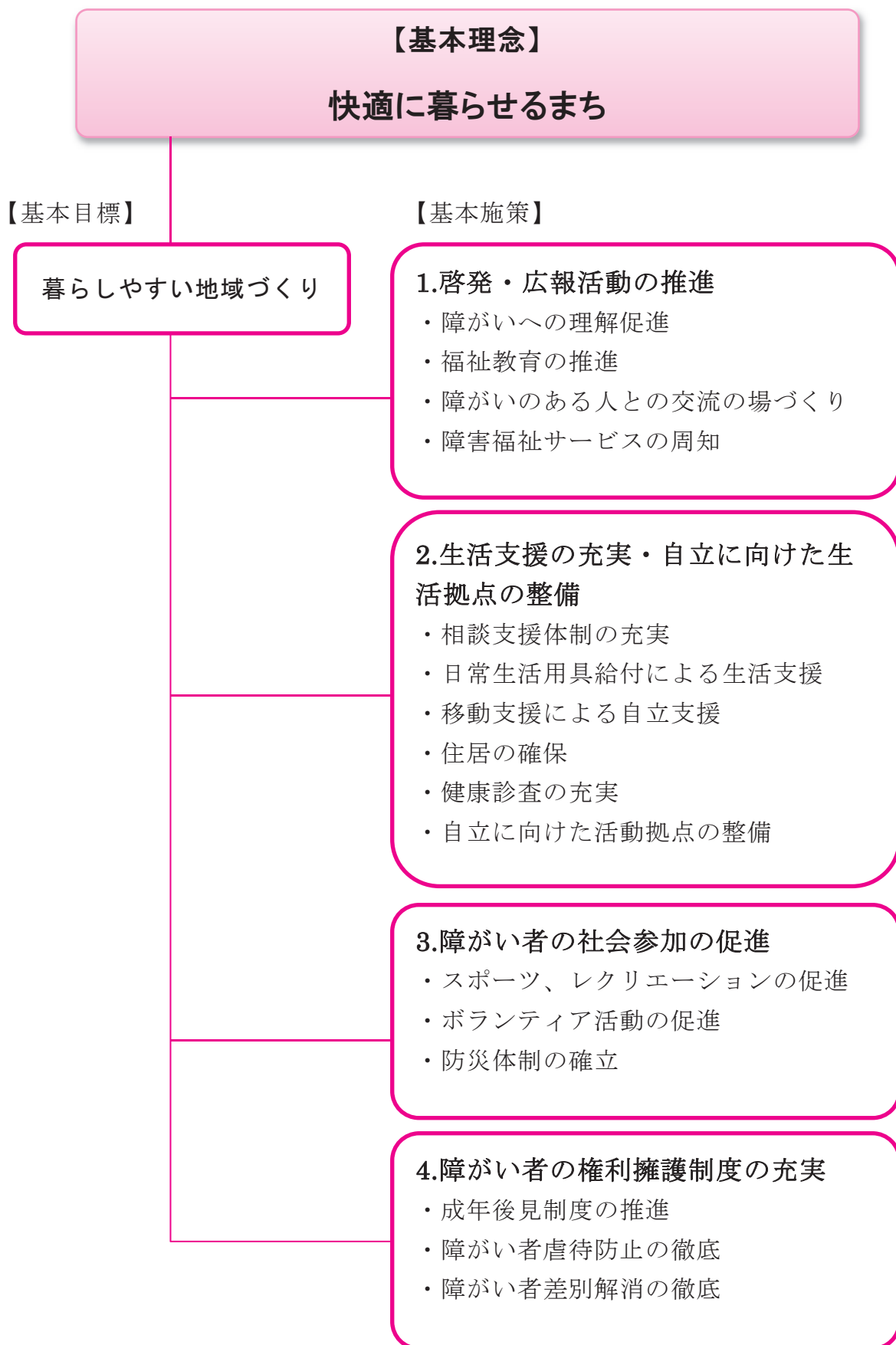
地域住民が力を合わせて実現する

■ 共助 ■

地域における相互扶助、地域活動、ボランティア・NPO*、企業、学校、福祉関係者等による支援や取り組み

- ・隣近所や友人との助け合い、支え合い
- ・地域における福祉活動
- ・自治会活動
- ・ボランティア活動
- ・社会福祉協議会の活動 等

2. 計画の体系



第4章 障がい者施策の展開

基本施策1

啓発・広報活動の推進

障がい者が地域で自立し快適に暮らすためには、地域や周囲の人たちが障がいについて理解し接する必要があります。新しい制度の施行に伴い、本市における障がいに対する市民の理解度は年々深まりつつありますが、必ずしも十分に浸透している状況とはいえません。

また、障がい者が利用できるサービスにつきましても、窓口の情報やサービス内容について解りやすく周知する必要があります。

現状と課題

●障がい者への理解

住民を対象としたアンケート調査及び障がい者を対象としたアンケート調査では「周囲の方々の理解を深める事」「深めてほしい」と多数の意見がありました。障がい者への理解をより一層呼びかける必要があります。

●福祉教育

アンケート調査では、30%の方が、「いつも差別を感じる」「たまに感じる」と多数の意見がありました。障がいに対する知識を幼い頃から学び、理解を深めていく必要があります。また、障がいのある子どもが自信を持って生活を送れるよう、個々の障がいに応じた教育体制が必要です。

●障がい者との交流の場

障がい者同士の交流の場は、各団体において行われていますが、住民との交流を図る機会が少ない状況です。気軽に交流できる場が必要です。

●障がい福祉サービス

福祉サービスについて、ガイドブックの配布、相談事業所を通じ利用促進を図ってきましたが、アンケート調査では、30種類のサービスのほとんどの分野で半数以上の方が知らなかったと回答しています。自分にあうサービスを知っていただくため、内容の周知が必要です。

構成する施策

- 1-1 障がいへの理解促進
- 1-2 福祉教育の推進
- 1-3 障がいのある人との交流の場づくり
- 1-4 障がい福祉サービスの周知

1-1 障がいへの理解促進

施策の推進方向

アンケート結果では、過去1年間に地域の社会活動等にまったく参加していない方が回答者の半数にのぼる一方で、本人が暮らしやすくなるためには、「障がい者に対する周りの人の理解」が最も求められています。

障がい者の地域生活への移行にあたっては、地域住民の障害に関する理解のもと、本人と地域の交流を進めながら、地域ぐるみで支えていく下地づくりが重要です。

具体的な取り組み

- ◆広報、ホームページを基本とした広報活動
- ◆障がい者差別による問題の解消
- ◆障がい者雇用について、一般企業、ハローワークとの連携強化

1-2 福祉教育の推進

施策の推進方向

障がい者についての関心と理解を深め、人権意識の高揚を図ります。

また、小・中学校では、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた取り組みとして、学習・生活サポートの支援をします。

具体的な取り組み

- ◆小・中学校における総合的な学習時間等を利用した福祉教育の推進
- ◆学習・生活サポート員の配置
- ◆ゆり支援学校との連携強化

1-3

障がいのある人との交流の場づくり

施策の推進方向

各種福祉団体、福祉事業所と連携を図り、障がいのある人、障がいのない人が共通の意識をもって交流できる機会の提供を推進します。

具体的な取り組み

- ◆障がいのある人と住民がコミュニケーションを図れる場所の提供
- ◆自治会活動への積極的な参加の呼びかけ
- ◆仁賀保高校 BV 会との連携

1-4

障がい福祉サービスの周知

施策の推進方向

障がい者が地域で生活するうえで、福祉サービスの利用が極めて重要となっています。それぞれの特性にあったサービスを利用するためにも、サービス内容の理解が不可欠となっており、周知や説明、助言、指導者の充実を図ります。

具体的な取り組み

- ◆サービス一覧表を作成し配布
- ◆各種福祉団体との連携

基本施策 2 生活支援の充実・自立に向けた生活拠点の整備

障がい者が地域で生活を送るためには、地域社会が障がいのある人と共存し、障がい者自らが自主性を持って生活を送るための力をつけていく必要があります。障がい者が地域で暮らす上でのニーズは、相談支援、生活支援、住居の確保、就労支援、社会参加等幅広く地域に応じた適切なサービス支援を行わなければなりません。

また、入所施設から地域生活への移行を支援するために、施策の充実を図るとともに、生活拠点の整備が求められています。

現状と課題

●相談支援体制

相談支援事業を市内3事業者及び市外1事業所に委託し実施しており、年間延べ4,000件程度の相談に対して情報提供や助言を行っています。

障がい者からの相談は、福祉・保健にとどまらず、教育・雇用・住まいなど多岐にわたるほか、専門的な対応を求められる内容も増えているため、総合的で質の高い相談支援体制の整備が求められています。

●日常生活用具の給付

アンケート調査では、自宅に住んで困っている事として、「手すりがない」「段差が多い」という回答が多数ありました。日常生活用具の給付対象となっているため、住宅の小規模改修に係る費用助成の周知が必要です。

●移動手段の確保

アンケート調査では、外出時の交通手段の約4割が自家用車以外という回答があり、公共交通機関の不便さを訴える声も少なくありません。

現在、全身性障がい者や視覚障がい者に対する移動支援事業を市内の1事業者に委託しています。また、人工透析通院者をはじめ、在宅障がい者の通院・通学等にかかる交通費の一部を市が独自に助成しています。

●住居の確保

自立の基盤となる住居を地域において確保するには、家族・親族や地域住民の理解や支援が不可欠です。アンケート調査での自由意見として、グループホーム整備の意見が多数ありました。現在2事業所で運営されていますが、今後も相談支援事業等を通じて、本人や家族などサービス利用者の自立に向けたニーズを把握していく必要があります。

●健康診査の充実

各種健康診断を受ける機会のない障がい者に対して、生活習慣病の予防及び健康の維持・増進を図る必要があります。

●自立に向けた活動拠点

障がい者がクラブ活動やレクリエーション活動を通してくつろぎ、自立や社会参加に向けた訓練を行う場が市内には整備されていませんが、関係団体等と協議し、ニーズを把握していく必要があります。

構成する施策

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 日常生活用具給付による生活支援
- 2-3 移動支援による自立促進
- 2-4 住居の確保
- 2-5 健康診査の充実
- 2-6 自立に向けた活動拠点の整備

2-1

相談支援体制の充実

施策の推進方向

相談支援を適切に実施するために、相談員、就労支援員との連携を深め、個人のスキルアップを図る事による問題解決に向けた体制整備を行います。

具体的な取り組み

◆基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体・知的・精神障がいの総合的な相談支援業務や成年後見制度の利用支援等を行います。

◆相談支援事業

指定事業者に委託している相談支援事業を引き続き実施します。地域の身近な相談支援事業所として、サービスの利用支援、生活設計、権利擁護および住宅入居など、相談支援専門員が情報提供や助言等を行います。

◆障害者自立支援協議会

相談支援事業者の運営を評価し、中立・公平性を確保します。情報交換や研修等を通じて相談支援の質を高めるとともに、地域生活への移行や虐待防止等に向けたネットワークを強化します。

施策目標

基幹相談支援センター設置数（個所）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
1	1	1	1

相談支援事業所数（個所）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
4	5	5	6

相談支援専門員数（人）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
6	6	7	7

障害者自立支援協議会の開催回数

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
2回	2回	3回以上	3回以上

2-2

日常生活用具給付による生活支援

施策の推進方向

重度障がい者等が自力での日常生活を送ることができるよう、生活用具の給付・貸与を継続します。また、アンケート調査の「自宅に住んで困っていること」として、段差が多い、手すりが無いという意見が26%ありました。給付費での支援の周知を図ります。

具体的な取り組み

◆日常生活用具給付事業

重度障がい者等を対象に、下記の日常生活用具を給付または貸与します。

- ・自立生活支援用具（入浴補助用具、つえ、火災警報器など）
- ・情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、人工咽頭など）
- ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）
- ・排泄管理支援用具（紙おむつ、ストマ装具など）
- ・在宅療養等支援用具（透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器など）
- ・住宅改修費（段差解消、洋式便器への取り替え、手すり設置など）

施策目標

日常生活用具給付者数（人）

	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
ストマ装具	68	66	70	70
その他用具	18	21	20	20
住宅改修費	0	0	1	1

2-3

移動支援による自立促進

施策の推進方向

屋外での移動が困難な障がい者に対して、移動手段の提供や介護人の派遣、交通費の助成を行うほか、自家用車等を活用するための助成を行い、自立と社会参加を促進します。

具体的な取り組み

◆移動支援事業

市内事業者に委託して、全身性障がい者等の生活上必要な外出や、社会活動の際に、移動支援サービス（福祉車両の使用および介護人の同行）を提供します。受託事業所の増加を図るため、事業所と調整し推進していきます。

◆自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業

障がい者の自動車運転免許取得費用を一部助成するほか、障がい者自らが運転するために必要な自動車改造費用の一部を助成します。

◆通院・通所者等の交通費助成

人工透析通院者など、在宅障がい者の通院・通学・通所・通勤にかかる交通費の一部を市が独自に助成します。

◆通院・通所者等の交通費助成

平成 29 年度から、重度の身体障がい者（児）や知的障がい者（児）の社会参加の促進と福祉の増進を図るため、タクシー小型車初乗運賃相当額のタクシー利用券を交付します。

施策目標

移動支援事業利用者数（人）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
3	1	5	5

自動車運転免許取得費助成数（人）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
0	0	1	2

自動車改造費助成数（件）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
3	0	1	2

交通費の助成数（人）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
68	68	70	70

2-4

住宅の確保

施策の推進方向

障がい者が一定の支援又は、介護を受けながら生活できる施設として、グループホームの整備を推進します。

具体的な取り組み

◆相談支援事業所との情報交換によるニーズの把握

施策目標

グループホームの整備（棟）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
0	0	2	3

2-5

健康診査の充実

施策の推進方向

平成 28 年度より、生活習慣病の予防及び健康の維持・増進を図るために、健康診査を受ける機会のない知的障がい者の健康診査事業を実施しております。障がいの区別なく、健康診査を受ける機会のない方の状況を把握し、実施に向けての検討が必要です。

具体的な取り組み

- ◆基本健康診査の実施
- ◆歯科健康診査の実施

施策目標

受診率 90%

2-6

自立に向けた活動拠点の整備

施策の推進方向

障がい者が社会復帰あるいは社会参加を目指すとき、対人関係や日常生活上の自立訓練、創作活動やレクリエーション活動などを実践できる場が必要とされます。自宅と病院等を往復する以外は自宅に閉じこもっている方や、近い将来、施設や病院を出て生活しようとする方々にとって、地域住民との交流拠点にもなります。

こうした機能をもった地域生活拠点センターの設置については、地域の要望・意見等を参考にしながら検討していく必要があります。

具体的な取り組み

- ◆地域生活拠点センター事業

にかほ市では単体事業所での実施は困難と思われるので、面的整備として、障がい者団体やボランティア団体など、地域の意見・要望等を参考にしながら、関係機関と調整を図ります。

施策目標

地域生活拠点センター設置数（個所）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
0	0	1	1

基本施策3

障がい者の社会参加の促進

障がいの有無によって分け隔てなく共生する社会を実現するためには、それぞれの個性を尊重し合い、地域における自立した生活や社会参加の促進に向けた支援が必要とされています。障がい者の社会参加を進めるためには、まず、社会との接点である事業所を利用してもらう事が大切です。様々な障壁に対応した支援体制が必要とされています。

現状と課題

● スポーツ、レクリエーション

障がい者団体、障がい者施設間でのスポーツ大会等の行事では、気軽に参加できるような体制が整っていますが、地域との交流となると、様々な障壁があり、なかなか地域活動に参加できていない状況です。アンケート調査では、様々な活動に参加していない方が63%と多く、参加を促す取り組みが必要です。

● ボランティア活動

ボランティア活動は、様々な分野で社会貢献しており、今後も活動が大いに期待されています。障がい者本人も活動に参加する事により、地域との交流が深まり、障がい者への理解へと繋がっていきます。

● 防災体制

障がい者自らが防災に対する意識を高め、地域の協力のもと活動する事が大切です。アンケート調査では、32%の人が災害時の避難場所を把握していませんでした。また、緊急時に援助してくれる人は、多数の人が家族、親せきの人で、7%の人は身近に援助してくれる人がいないと答えており、地域での関わりが重要となっています。

政策を構成する施策

- 3-1 スポーツ、レクリエーションの促進
- 3-2 ボランティア活動の促進
- 3-3 防災体制の確立

3-1

スポーツ、レクリエーションの促進

施策の推進方向

スポーツや、余暇活動を行う事により、心身の鍛錬とともに心ゆたかな生活を送れるよう活動の普及に努めます。

具体的な取り組み

- ◆ ニュースポーツ指導（ボッチャ、風船バレー等）の充実
- ◆ 各種スポーツ大会参加への支援
- ◆ レクリエーション活動の情報提供

3-2

ボランティア活動の促進

施策の推進方向

ボランティア活動には、様々な種類があり、自分が出来る内容で、無理のない範囲での活動することが大切です。よりよい社会づくりのために、勇気を出して、自ら進んで活動できるよう支援します。

具体的な取り組み

- ◆ 福祉施設等への活動呼びかけ
- ◆ 自治会等を通して障がい者への社会参加呼びかけ
- ◆ 地域との連帯感を生み出すため、障がい者自らが活動できる場の提供

3-3

防災体制の確立

施策の推進方向

地域福祉計画策定に係るアンケート調査では、ほとんどの人が災害時に何かしらの支援が出来ると回答しているが、障がい者本人が支援を求めないと解らない状態なため、地域との関わりを持つための行動を起こす必要があります。日常生活から地域に溶け込めるよう自治会組織等との連携を強化します。

具体的な取り組み

- ◆避難行動要支援者名簿への同意の勧奨
- ◆避難支援プラン個別計画の作成

施策目標

避難行動要支援者名簿への同意者 90%

基本施策4

障がい者の権利擁護制度の充実

障がい者やその保護者の多くは、将来の生活や財産の管理等について不安を抱いているため、安心して生活できるよう権利を擁護するための援助を行います。

また、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加を促進するために、虐待の予防と早期発見に取り組みます。

現状と課題

●成年後見制度

アンケート調査では、制度の名前も内容も解らない方が38%、制度の活用について解らない方が32%と多数の方々が制度を知らない状況でした。個々に応じた適切なサービスの選択や契約を進めるために、制度の周知を図る必要があります。

●障がい者虐待防止

障害者虐待防止法の施行により、虐待の予防、早期発見等、迅速な対応を図るため虐待防止センター、基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築が必要です。

●障がい者差別解消

アンケート調査では、30%の方々が差別を「いつも感じる」「たまに感じる」と回答しています。差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広める取り組みが必要です。

政策を構成する施策

- 4-1 成年後見制度の推進
- 4-2 障がい者虐待防止の徹底
- 4-3 障がい者差別解消の徹底

4-1

成年後見制度の推進

施策の推進方向

判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者等に対し、成年後見制度の利用を推進するため、制度の周知を図ります。また、費用負担の困難な場合は、成年後見審判の申立てを支援し、申立てに要する費用および成年後見人等の業務に対する報酬等を負担します。

具体的な取り組み

- ◆各種団体への成年後見制度の周知
- ◆成年後見制度利用の支援及び助成

施策目標

成年後見制度利用支援者数（人）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
0	0	2	3

4-2

障がい者虐待防止の徹底

施策の推進方向

障がい者（児）虐待に関する通報・相談等を受け付ける窓口として設置するとともに、地域における関係機関の連携を強化します。

具体的な取り組み

- ◆障がい者虐待に関する周知
- ◆障がい者虐待対応マニュアルの作成
- ◆関係事業所間のネットワークの構築

施策目標

障害者虐待防止センターの設置数（個所）

令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度
1	1	1	1

4-3

障がい者差別解消の徹底

施策の推進方向

差別対象となる内容等の周知を図り、平等な社会生活を実現するために、障がい者の自立と社会参加を促進します。

具体的な取り組み

- ◆障がい者差別解消支援地域協議会設置の検討
- ◆障害者差別解消法に基づく対応要領の策定
- ◆関係団体等への制度の周知

施策目標

令和5年度内に、障がい者差別解消支援地域協議会又は、事実上の協議会を設置する。

第5章 計画の推進体制と進行管理

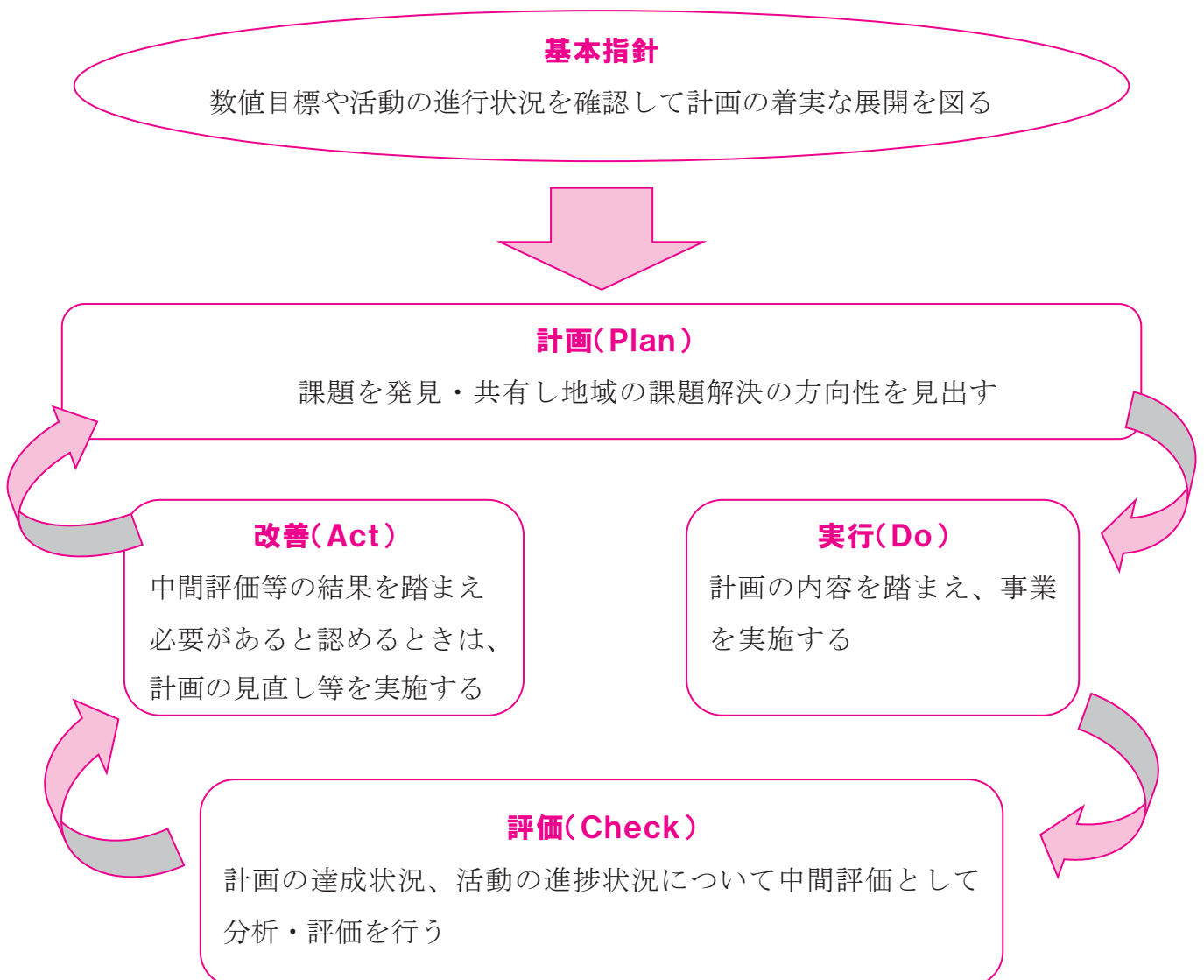
1. 計画の管理

本計画は、市の総合発展計画のもと、地域福祉推進に向けた基本的な考え方や取り組みを関係者が共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を定期的に確認しながら分析・評価を行い、着実に取り組みを進めていくためPDCAサイクルを取り入れます。

PDCAサイクルとは

○さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

地域福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ



第4期
にかほ市障がい者計画

快適に暮らせるまち

令和4年3月発行
編集・発行／秋田県にかほ市

第4期 にかほ市障がい者計画